

令和元年涌谷町議会定例会 12月会議（第1日）

令和元年12月4日（水曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 会議録署名議員の指名

1. 会議日程の決定

1. 諸般の報告

1. 常任委員会所管事務調査報告

1. 一般質問

1. 議案第78号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

1. 議案第79号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1. 議案第80号 涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例

1. 議案第81号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第82号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第83号 涌谷町介護保険給付基金条例の一部を改正する条例

1. 議案第84号 指定管理者制度の導入を図るための関係条例の整備に関する条例

1. 議案第85号 涌谷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第86号 涌谷町下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第87号 町道の路線の廃止及び認定について

1. 議案第88号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

1. 散会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	竹中弘光君	2番	佐々木敏雄君
3番	佐々木みさ子君	4番	稲葉定君
5番	大友啓一君	6番	只野順君
7番	後藤洋一君	8番	伊藤雅一君
9番	久勉君	10番	杉浦謙一君
12番	鈴木英雅君	13番	大泉治君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤稔雄君	副町長	田代浩一君
総務課長 兼参事	渡辺信明君	総務課財政再建対策室 参事兼室長	今野博行君
企画財政課長 兼参事	高橋貢君	まちづくり推進課長	大崎俊一君
税務課長	熊谷健一君	町民生活課長	今野優子君
町民医療福祉センター長	大友和夫君	町民医療福祉センター 病院事務長	吉名正彦君
町民医療福祉センター 総務管理課長	紺野哲君	町民医療福祉センター 福祉課長	牛渡俊元君
町民医療福祉センター 子育て支援室長	木村智香子君	町民医療福祉センター 健康課参事兼課長	浅野孝典君
農林振興課長 兼参事	瀬川晃君	建設課長 兼参事	佐々木竹彦君
上下水道課長	平茂和君	会計管理者 兼会計課長	木村敬君
農業委員会会長	畑岡茂君	農業委員会事務局長	小野伸二君
教育委員会教育長	佐々木一彦君	教育総務課長 兼給食センター所長	熱海潤君
生涯学習課長 兼参事	佐々木健一君	代表監査委員	遠藤要之助君

事務局職員出席者

事務局長	高橋由香子	総務班長	金山みどり
主事	高橋和生	主事	日野裕哉

◎開会の宣告

(午前10時)

○議長（大泉 治君） 皆様、おはようございます。

定例会12月会議出席、大変ご苦勞さまでございます。

今期定例会の議事運営につきましても、いつもと変わらない格別のご協力を承りますよう、よろしくお願い申し上げます。

私どもにとっては任期4年間の最後の会議となりますことから、さらに慎重審議をよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

ここで開会前にお知らせしておきます。

本日12月4日は休会の日でございますが、議事の都合により、令和元年涌谷町議会定例会を再開し、12月会議を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（大泉 治君） 直ちに会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大泉 治君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大泉 治君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により議長において、7番後藤洋一君、8番伊藤雅一君を指名いたします。

◎会議日程の決定

○議長（大泉 治君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

12月会議の日程につきましては、12月4日から12月5日までの2日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、12月会議の日程は、12月4日から12月5日までの2日間と決しました。

◇

◎諸般の報告

○議長（大泉 治君） この際、諸般の報告をいたします。

諸般の報告の内容は、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでございますので、ご了承願います。

◇

◎常任委員会所管事務調査報告

○議長（大泉 治君） 次に、常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務産業建設常任委員会後藤委員長、報告をお願いいたします。

○総務産業建設常任委員長（後藤洋一君） おはようございます。

それでは、総務産業建設常任委員会として委員会所管事務調査等の報告をいたします。

1として、調査事件「魅力あるまちづくり」、若者の定住化、そして、安心安全のまちづくりについてでございます。

2の調査目的につきましては、平成30年、そして、31年の所管事務調査については、魅力あるまちづくりと若者の定住化、安心安全のまちづくりを基本に掲げ取り組んできたところでございます。特に人口減少に歯どめをかけ、涌谷町に住みたい、住んでよかったと感ぜられるような魅力あるまちづくりに努め、そして、課題、問題点を抽出しながら調査し、解決を図ることを最終目的としました。

委員名は、ごらんとおり、5名でございます。

次のページをお開きいただきたいんですが、所管事務調査のテーマ、今言ったとおりでございます。

3ページは調査経過、平成30年度の調査、第1回の所管事務調査の計画からずっと4ページ、5ページの第17回までが平成30年度の調査でございますので、こちらもお目通ししていただきたいと思っております。また、平成31年、令和元年につきましては、5ページから次のページの6ページ、7ページの上段、第14回までが31年度の調査の内容でございます。

その中で、課題、問題点につきましては、まず企業誘致の実現、そして、水害から町民の命を守る、そして、県道河南築館線の道路拡幅の早期実現を図る。そして、次の産業振興を図ることなので、こちらのほうも見ていただきたいと思っております。

最後に、まとめとしまして委員会の調査の報告にまとめとしてかえさせていただきたいと思います。

地域の活力と魅力を高めるためには、地域に集い暮らす人が一丸となり日々積極的に活動していくことが、まちづくりには非常に重要である。

人口減少社会を迎えた今日、人を呼び込む、「移住、定住」が地方創生の手段として全国的に注目されているところでございます。当町においても、魅力あるまちづくりに向け関係機関がともに手を携えながら地域に「何が必要か、何をしなければならないのか」を考え、取り組んでいくべきと考える。

こういったことで委員会への報告にかえさせていただきます。以上です。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

次に、教育厚生常任委員会久委員長、報告をお願いいたします。

○教育厚生常任委員会委員長（久 勉君） ご報告申し上げます。

調査事件といたしまして「住み良いまちづくり」、平成30年から令和元年までテーマということで、「住み良いまちづくり」、「地域医療の充実及び学校教育の充実」として、課題・問題として学力の向上について小中学生の学習状況及び工夫について、不登校対策について。病院改革プランの進行管理について、病院改革プランの進行状況についてということで調査目的、委員はそこにお示ししたとおりでございます。

調査事項なんですけれども2ページから、調査経過ですけど3ページ、4ページの上段まで。

調査結果及び意見でございます。教育委員会部門といたしましては、学力向上に関しては、新しい教育長になり学校への対応も変化しているが、何分まだ日が浅く、その成果を見るのには時間がかかるのではないかと考えられました。

不登校対策としては、今年度からわくや子どもの心のケアハウスとしてコンパスを開設して成果は上がっているようですので、今後に期待したいと思います。

それから、教育委員会部門で特に日本遺産の認定というのはこの間、ありまして、それを現在、どう活用していくかというのは現在進行中でございますので、これも観光資源として期待していきたいと思います。

それから、健康福祉部門ですが、認知症対策は、後期高齢者の補助制度を活用してある程度の成果を上げているので、継続した補助が使えるかどうかは、ちょっとまだわからないところがありますけれども、やはり成果が上がった事業でしたので、今後ともその取り組みに期待したいと思います。

学童保育は、新しい施設の建設により、来年度から6年生まで対象となることが決まっておりますので、充実が図られることと思います。

公営企業部門といたしましては、病院改革プランの進行管理につきましては不幸な非常事態宣言ということがありまして、内部でも経営健全化といいますか、そういったことについての十分な論議がされて、それに向かって取り組んでいることから、今後のなりゆき、成果というんですか、そういったのに期待したいと思います。

下水道ですが、普及対策、特に農集排についてはいろんな提案とか提言とか行っているんですが、残念ながら大きな成果というのは望めませんので、これは前にも申し上げましたんですけど、単に下水道部門じゃなく、やはり町全体としてこれをどうやっていくかというのを抜本的な対策を望むというのは、これは前にも申し上げておきましたけど、やはり将来に向かってきちんとした考えというんですか、そういったものを整理していただきたいと思います。

それから、生活環境部門の中に、残念なことなのですが、年2回の開催で対策協議会が今年度においては台風の影響で行われなかったということなのですが、年に2回開催ということになれば、やはり1回目はせめて4分の1、四半期あたりに開いていただいてことし1年間、どうしようかということがされるのが望ましいことではないかと思われますのでご検討をお願いします。

まとめといたしまして、特にことしなんですけれども、今までにない財政非常事態宣言、あるいは前町長の不幸な出来事、またそれに追い打ちをかけるような台風等でこんなに異常なことが続いた年というのはなかったんでなかろうかなど。それは役所の各部門においてもいろんな事業実施について影響が、どちらかというと、いい影響ではないことがあり、事業実施に思うようにできなかったことと思われていますが、今後は各課所管事業の着実な実施とともに、財政債権計画の推進に職員の一層の努力を望むものでございます。以上です。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

次に、広報広聴常任委員会大友委員長、報告をお願いします。

○広報広聴常任委員会委員長（大友啓一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、広報広聴常任委員会の報告をいたします。

活動の目的といたしましては、議会広報紙の編集、発行並びに各地域においての議会懇談会を開催することにより、町民の方々への説明責任を果たし、さまざまな課題に柔軟に対応するとともに、各地域において議会で議論された内容を説明しながら、議会活動や町政に対する意見、要望、提言を聴取し、また議員の資質及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修会を開催することといたしております。

次ページには委員の各分科会のメンバーの名前が載っておりますので、それから3ページ目でございますけれども、これまでの広報広聴常任委員会の年間活動、それから広報分科会、広聴分科会の実施の状況載せておりますので、後でお目通しをお願いいたします。

広報分科会におきましては、先月開催した議会懇談会においては参加者から大きな字で読みやすいとの言葉をいただき、また町民の方々からも議会だよりに対する指摘、励ましも多くいただいております。

広聴分科会に関しては、平成30年12月には涌谷高校生との懇談会を実施し、高校生の視点により町政の新たな課題も見えてきたところでございます。まずこれまでになかった取り組みでありましたが、生徒たちからは今後も続けてほしいとの意見があり、好評を得たところであります。

活動の結果及び意見といたしましては、議会広報紙の編集、発行並びに9月会議開催後、各地域において議会懇談会を開催し、議論された内容を説明し、町政に対する意見、要望、提言を聴取し、執行部に紹介するとともに、これまで政策提言を行ってまいりました。その結果を踏まえて平成28年度からは議会の活性化及び議員の資質向上、政策立案能力の向上を目的に議員研修会を開催しております。議会としては、今後も研修会を継続的に開催し、議会懇談会のあり方の検証、議会力の向上のため、この活動は継続して研修を行っていきたいと考えております。

詳しいことは後ほどお目通しをお願いしまして、以上で報告といたします。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

報告の内容については、各委員会からの課題及び意見などが付されておりますので、執行部におかれましては、対応についてご検討されますようよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） それでは再開いたします。

◇

◎一般質問

○議長（大泉 治君） 日程第3、一般質問。

かねて通告のありました一般質問をこれより許可いたします。

2番佐々木敏雄君、一般質問席に登壇願います。

〔2番 佐々木敏雄君登壇〕

○2番（佐々木敏雄君） おはようございます。2番佐々木敏雄です。

質問に先立ち、令和元年台風19号にて被災されました皆様方に、衷心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と一日も早い日常生活に戻られますことをお祈り申し上げます。

それでは、質問要旨に従い質問いたします。

令和元年台風19号災害の検証と今後の対応策についてであります。

まず初めに、新下町浦地内の雨水調整池の検証と今後の対応策についてお伺いします。

新下町浦地内の雨水調整池の検証と水路のしゅんせつについては、平成29年12月会議でも一般質問をしております。その内容は、平成29年10月に発生した台風21号被害で下町地区の荒関商店から当時のJAみどりの涌谷支店前の交差点付近まで道路が冠水し、通行どめになったことは記憶に新しいところであります。雨水調整池が完成し、初めて調整池に流入したもので、そのときは雨水調整池に流入する前に下町地区が冠水した事実が発生いたしました。

その回答は、今後、さまざまな雨の降り方を経験していく中、さらなる対策が必要となる場合には、地域の皆様のご意見を伺いながら施設の整備について検討してまいりたい。また、水路のしゅんせつについては、土砂のたまりぐあいを見て計画的に進めてまいりたいとのことであります。

ことしの令和元年台風19号の短時間雨量は、10月12日23時から24時の間、44ミリ、期間降水量は251ミリでした。平成29年台風21号では、午前7時台の短時間雨量17ミリで、期間降水量は130ミリと令和元年台風19号の威力はどちらも約2.5倍、2倍と想像を絶するような雨量でもあります。これからも令和元年台風19号のような降水量が降る可能性は十分にあると思われまます。

そこで、雨水調整池がありながら下町地区あるいは新下町浦地区の被害の現実を目の当たりにして雨水調整池の対応策をどのように考えたのかお伺いいたします。

○議長（大泉 治君） 町長。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。きょう、あしたの12月定例議会、よろしくお願い申し上げます。

ただいま佐々木敏雄議員の一般質問、新下町浦地内雨水調整池の検証と今後の対策についてということでございますが、今回の台風19号による降雨量は、質問者おっしゃったとおり、過去に例がないものでございます。大きな被害を引き起こしました。異常な降雨量の結果として町内の至るところで土砂崩れや水路の氾濫、冠水が発生し、多くの施設、住宅等が床上、床下浸水の被害を受けました。

新下町浦地内の雨水調整池自体も満水となりまして、下町城山地区を中心に多くの床上浸水等が発生したことは、さらなる検討と対応が必要と考えております。

当日の雨水調整池の状況につきましては、第2都市下水路からの流入は、初期の段階では調整機能は果たしておりましたが、その後、JA営農センター前排水路の水が町道新下町浦北線を越水いたしまして一気に雨水調整池に区域外流入したこと、また下町地区の雨水の多くは、北沢排水機場につながる中央排水路へ流下していくわけでありましたが、中央排水路も満水だったため流下能力が著しく低下いたしました。いずれも短時間に非常に多くの降雨があったためであり、これにより通常の想定を著しく超える流入があり、短時間で満水を招いたものと考えております。

しかしながら、調整池が推定2万5,000立方メートル以上の雨水を受けとめたことで被害の軽減や住民避難への時間を稼げた部分もございます。今後の対応については、今後の状況を踏まえて雨水調整池の機能強化を検討してまいります。

内水の排除は、総合的な内水排除計画の見直しが必要となっておりますので、関係機関、団体と連絡をとり対応を考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（大泉 治君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 満水状態になり、機能強化を図ってまいりたいということでございますが、先ほど前にも質問したということで話しましたが、雨水調整池に流入する前に前回も冠水しているわけでありまして、平成29年10月の台風ではそれが証明されているわけですので、最も低い排水路、荒関商店付近の排水路の天板高だと思いますけれども、せめて雨水調整池の流入口がその高さよりも低くないと自然排水はされないと思うわけですが、それは前回も指摘しておったわけですが、その辺の検証はどうだったのかお伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 詳しいことは担当課長から答弁いたしますが、この前に関しましては、間違いなく初期の段階では機能しておったという報告をその災害時において受けております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、ゆうらいふ、あの道路が反対の水路からの越水で一気に流入してきたということで、基本的にはあつという間の、本当に5分、目撃された方の言葉をかりれば5分程度で越水に至ったという話を聞いております。この前の質問のときは私も聞いておりますけれども、そのときよりもはるかに、高等学校のほうからの雨とか、黄金山のほうから来た雨が一気にJAの営農センターの前の水路をいっぱいにして、それがさらにあふれて道路

を越えて一気にあふれたということで、その調整池の機能がなかなか時間は稼げましたけれども残念ながら浸水を防ぐことはできなかったという結果でございます。詳しくは担当課長から答弁いたします。

○議長（大泉 治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） まず、荒関商店前の水路の壁の高さと調整池への流入の関係でございますが、単純に高さだけを比較いたしますと、荒関の天板の高さから約30センチ下がったところで調整池への流入が始まる形となっております。

それから、29年の満水の際に調整池への流入の部分につきまして調整池の壁のほうに穴をあけまして、流入口のほうに、初期の流入が始まるのを早くするような対策をとっております。

いずれにしましても、今回の台風19号までの雨につきましては、そういう対応が充分きいていたというふうには考えております。以上でございます。

○議長（大泉 治君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 荒関さんのところと調整池の流入口については、30センチの差があると捉えていいのかわかりませんが、前回の29年の台風では流入する前に冠水しているという、これは実証されているわけですのでその辺の検証、その辺は流入口のごみというか、流入しやすいようにしたというところの問題ではないと、構造的なものじゃないかなと私は思うんですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（大泉 治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） おっしゃるところにつきましては、確かに高さ的なもの、特に新下町浦のほうに水がたまったということは、新下町浦の地盤そのものが調整池に比べて大分低いということでございます。なおかつ、そちらの第2都市下水路のほうの水路のほうに流入してくるためには、通常の側溝等も十分な勾配、それから流速、水の流れるスピードなんですが、それも十分にとらないと本来の効力は発揮しないというふうにごちらのほうでは考えておりました。今回、そちらへの水路のほうの整備につきましても、建設課等のほうと調整をとりながら調整等を図っておったわけでございます。以上で回答とさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） そのところ、荒関さんの側溝と流入口のところの高低差はもう少し検証するべきだろうと思います。今回、災害を拡大させたというところもあるわけですが、地域の町民の方々は、雨水調整池があるから大丈夫だろうということで、常には家電類とかそういうものを高いところに置いて避難をするというようなことがあったと聞きますけれども、今回は調整池があるために安心してそのままにしておった。結果的に浸水してしまって家電は使えなくなったということもありますので、その辺のところをもう少し考えるべきだろうと、事実をもう少し検証してほしいと思います。

それで、災害対策本部と町内排水機場との指示についてお伺いしたいと思います。

令和元年台風19号の被害拡大は、排水機場が停止したために被害が拡大したという町民の方々の声であります。機場が停止した理由は、私が聞いた範囲ですけれども、上町排水機場では予想以上の降雨量によりポンプまで浸水して感電防止のためにポンプをとめたということ。それから佐平次の排水ポンプは2台同時に稼働させたところ、2台とも停止してしまいました。それから、久助山機場では、土砂流入により一時避難のため停止したなどの情報を聞いております。人命が最優先ですので、避難のためポンプを停止したことは正しい判断だったと思います。

けれども、その事実は災害対策本部では把握していたのかどうかお伺いします。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 内水排水機場との指示伝達のあり方についてのご質問でございます。

町内の排水機場につきましては、土地改良区が管理しております。今回機場のオペレーターの指示系統については問題はございませんでしたが、質問者おっしゃったように、機場の操作室への浸水あるいは土砂崩れ等が発生し、オペレーターの生命に危険が生じたために改良区の指示により退去した機場があったと伺っております。

また、内水の浸水被害が拡大したことから、国土交通省の排水ポンプ車については、北上川下流河川事務所へ涌谷出張所を經由して要請し、配備していただきました。今後、今回の台風状況を踏まえて排水機場の機能強化等については、関係機関と検討してまいります。

いずれの排水機関場においても、排水、いわゆるオペレーターの方、機関士の方々は、指示があってもなおそこに踏みとどまってぎりぎりいっぱいまで頑張っているのが、各排水機関場の実情であります。その点は私が改良区の総代時代につぶさに検証しておりますが、今回、当時は私は役場の中にいたのでその状況は検証しておりませんが、今回もそのように最善を尽くしたとは聞いております。以上でございます。

○議長（大泉 治君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 今、答弁ありましたように、江合川が増水して下流域の被害が見込まれる場合は、江合川への内水排除停止命令等もあるということも私も聞いております。そういうことなどを踏まえると、涌谷町の地形は涌谷町の中心に篁岳山があって、市街地の中を田尻川と江合川が合流して流れて、南側には青木川と出来川、篁岳山の東側には迫川が大谷地下で北上川と合流しているというような地形でありまして、町全体が堤防に囲まれているというような地形であります。

今回も内水氾濫と言われるような状態で浸水、冠水されたことは事実であります。そのようなことがあるということは、内水排除、水を排除しないと内水は引けないという涌谷の特性と申しますか、そういうことであります。そういういろいろな国土交通省の停止命令やそれから改良区の独断の判断で機関士さんの操作の指示等もあるわけでしょうけれども、町には対策本部が当然設置されているわけですので、やはりその対策本部に逐一スピーディーに情報が流れないと判断に誤りやタイムラグが出てくる可能性があると思われませんが、そうであれば、改良区の職員、あるいは国土交通省の職員の方々に対策本部に入っただいで一緒に協議するなり、対策を練るなり、そういうことが必要ではないかと感じたわけですが、そのようなことは町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 国土交通省は大抵の場合は入っただいことになっております。そういった中で改良区でございますが、改良区につきましても、やはり私自身、各排水機場の状況が事後に、リアルタイムで把握できなかった、そういう思いがございます。ですから、やはり改良区関係は改良区関係の中で消防団と同じように公務関係の職員の方、あるいは会長さんであれば、そういう方に今後、協力できれば大変助かるなど、それは実感として私も思っておりますので、詳しくはこれまでの経緯を踏まえた担当課が当然すべきだと思いますけれども、私としては、やはりリアルタイム、5分でも10分でもおくれたら判断のミス、例えばさらなる避難行動の促進などに支障を来しますので、やはりその必要性は深く感じております。

○議長（大泉 治君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 確かにリアルタイムの状況を見て瞬時に判断をしなくちゃいけないということは、重々おわかりしますが、そこで提案でございますけれども、そのようなリアルタイムの判断、状況を把握したいということであれば、各機場にカメラなどを設置して逐一その現状をわかるようにすれば事は足りるのではないかと思われますけれども、そのようなことも考えていただければいいのかなというような考えをしておりますが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（瀬川 晃君） ただいま提案という形で機場にカメラをとということでございますけれども、土地改良区のほうで管理していて、機関員も当日も朝から待機して経験等も踏まえて活動しております。

カメラの設置につきましては、お金のかかる部分もありますけれども、今後、検討してみたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） カメラそのものもかなり精度も高くなっていますので、ぜひそのように設置をしてリアルタイムの状況把握に努めていただきたいと思います。

次に、しゅんせつの関係についてお伺いします。これは前にも質問しているわけですが、そのときの回答は計画的に進めていきたい、水路のしゅんせつも改良区と協議して行っていきたいという回答でございましたけれども、今回の被害状況を見てしゅんせつと洪水の関係、どのような考えを持ったか、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 今後のしゅんせつ計画をどう考えるかとの質問でございますが、水路のしゅんせつにつきましては、平成29年12月議会で一般質問をいただきその際にも回答しておりますが、冠水箇所は勾配がとれていない排水路もあり土砂等が堆積しやすくなっている現状となっております。

維持管理については、土地改良区が管理している水路や町が管理する水路においても、住民の皆様のご協力により維持管理を行っていただいているところもございます。

町としても、しゅんせつは毎年、継続的に実施しておりますが、今後、箇所の精査や緊急性を考慮して見直しを行い、順次しゅんせつを実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（大泉 治君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 今回の台風19号の被害を見て総務省ではしゅんせつに対しても補助を出すというような情報も聞いておりますけれども、その辺は担当としては把握しているのかどうかお伺いします。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 補助の規模といいますか、堆積の土砂の補助ですね、それは立米数がちょっと多いもので、一般の側溝等のしゅんせつは対象となっております。

○議長（大泉 治君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 涌谷の東を考えれば、北沢排水機場に流入している水は、先ほど町長も話しましたがけれども、城山公園から長寿の小道を通して成沢の隧道あたりの頂上、峠を過ぎて金洗沢、それから石仏公園付近ま

でのその面積が全部北沢排水機場に流れているわけでございます。ですから、当然、総務省でどの程度の土砂のことを言うのかわかりませんが、排水路としては非常に重要なものだと思いますけれども、十分に達するくらいの土砂の量も当然、堆積する可能性もあると思いますけれども、その辺の総務省の補助基準とか、そういうものは把握はしているのでしょうか。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） ちょっと私のほうで抑えていたのは、国土交通省関係のほうでしたので、ちょっと総務省のほうは確認したいと思います。

○議長（大泉 治君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 国土交通省もある、総務省もあるということになると思うんですけども、早くそういう実情なりを捉えて来年度の予算にでも計上するくらいのスピーディーさを持っていただきたいと思いますが、その辺の思い込みというか、フットワークの軽さをしていただきたいと思います。

それでは、排水路の流入経路についてお伺いします。

先ほど話しましたように、北沢排水路にはかなり広範囲の水が流れているわけですけども、その一部、黄金山から来る水路の一部、涌高前から洞巖山隧道、白島から洞ヶ崎のほうに、佐平次に流れている排水路でございますけれども、それが涌高前の約3割程度がそちらに流れていくというようなことを聞いております。

そこで、今回の19号の被害状況、冠水状況を見てみますと、沢田総研印刷所付近はもう冠水状態、床上1メートル近い状態でありましたけれども、佐平次に流れている水はかなり少な目だったと。それは中江の堤防の決壊もあったからそうだろうという因果関係もあるんだろうと思うんですけども、涌高から流れる分だけしか当然、佐平次には流れていないわけで、かなり今回平成29年度にもポンプの2台増設したということでもあるので、その辺にもう少し流入するような水路の計画も立てるべきだろうと私は思うんですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） ただいまの質問でございますが、水路系統の見直しということでございますが、1回目の質問での新下町浦雨水調整池の質問でご回答いたしましたとおり、まずは、やはり内水排除計画の見直しを進めていくことが大事なかなと思っております。

あの地区の排水機場、今回排水機場としての大きな効果をあらわしたのは、私の居住します大谷地の排水機場が、やはりこれまでどおりしっかりとした排水効果を出しております。というのも、やはり単品で集まってきたものをたしかディーゼルとモーターの2台のフル回転でございましたけれども、そういった中で散水、それから田んぼからの中ということでそれを何とか排水し切って大きな被害には至らなかったということがございます。

その視点で見ますと、もちろん、あの地区は田んぼがいっぱいございまして田んぼがそれぞれ、いわゆる田んぼダムというような形で時間的な猶予もございましたので排水が順調に進んだものと思っておりますけれども、あの地点においては、やはりサイホンのような形で排水に流れ込んできたり、それからどうも水路が交差するというような形の中で、最終的には自然排水が一番よいんでありますけれども自然排水がきかなくなったときの強制排水となりますと、とてもじゃなくても今回のような形の中では飲み切れないだろうという、これは本当に排水的には非常に心配されるところがございます。

先ほど質問にございましたが、涌谷町の特性としまして、いわゆる中だるみの地帯です。まずこういう内水排水の計画を立てても、この庁舎の周りを見てみると、何年かたちますと、地盤が下がるということでございますので、そういったようなものを今後、想定しながら排水計画を立てなければならないと感じておりますが、ただ、費用的なことでどうしようもない部分がございますけれども、強制排水というものがなければ涌谷町の排水というのは将来にわたって解決できないだろうという実感は持っております。

そういったようなことで、先ほど側溝のしゅんせつについても農林省とか、国土交通省だけでなく総務省のほうも利用したらというご提案ございました。そういった中で知恵を絞ってどうしたら強制排水にできるのかなということを町としても、そして、議会としても知恵を絞っていかなければならないと、そのように思っております。

○議長（大泉 治君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 先ほどの調整池の話もちよっと出たんですけれども、佐平次のほうには調整池からは若干の排水はあるわけですが、流入する量と比較すると、非常に微々たる量だろうと思うんです。ですから、内水排除、特に下町地区を見た場合には、やはり調整池にもポンプを据えつけてもう少し排水をする。当然、調整池に入る量と同じ量を排水するような形ですべきだろうと思うんです。そこで、水路の変更といいますか、佐平次で排水するのは、涌高から来る、トンネルを潜ってきた分だけしか排水していないんですね。それから、調整池の120ミリぐらいしかない管ですけどもそこから排水する分しかないので余力があるだろうと思うんですが、その辺、せっかく排水ポンプがあそこに据えつけていますので排水路を流入の仕方を検討する必要があります。ポンプを有効に使うためにはそのようにすべきだろうと思うんですが、その辺をお伺いします。

○議長（大泉 治君） 上下水道課長。課長、調整池ができた本来の目的も含めて説明をお願いしたいと思います。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、お答えいたします。

まず、新下町浦の調整池でございますけれども、こちらのほうの設置の目的といいますか、目標は、ご承知のように、水を一時的にためて周りの洪水が引いてから排水をするという形を考えたものでございます。そのため、ポンプの容量につきましてもそれほど大きいものは設置しておりません。このため、今、2番議員がおっしゃった形の機能を持たせるためには、現在のポンプを容量拡大する形で洞巖山のほうから来る水路のほうに流すということだと思うんですが、こちらのほうにつきましても、流入する区域の変更等が生じますことから、当然、水路の容量が十分なのか、そして、排水できるポンプ、それから断面が十分にあるのか、そういった検証が必要になってくると思います。

水路の変更につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、機関排水と一体的に考えるべきものと考えておりますので、調整池の機能、そして、さらなる機能強化につきましても、そういうところを踏まえまして今後、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（大泉 治君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） ぜひポンプの設置の検討をお願いしたいところですが、調整池が出ましたけれども、調整池は一時的なところは重々それもわかるんですが、先ほど冒頭にも話しましたように、町民はそれで水害がかなり薄らぐとか、起きないんだというような誤解を招いている節もありますので、せっかくつくった調整池で満水になれば何の機能も果たさないような状態、今回の台風ではそういう状態でしたので、その分を考えると、

漏れるというか、調整池から漏れる部分は全部北沢排水機場で処理しなくちゃいけないということになりますので、その点はある程度、北沢のほうのポンプに負担をかけないように佐平次に新たに排水ポンプを設けていますので、その辺を引っ張っていくような計画は必要だろうと思います。

最後になりますけれども、洞巖山隧道の補修についてお伺いしますが、白島の涌校から入る側の白島の部分ですけれども、かなり傾斜があって入口、出口は石垣で組まれているわけですが、その中に雨水が入って口があいておって危険な状態と私は見るんですけれども、そういうところを早く処理しておかないとトンネルが埋まってしまうというようなことも考えられますので、その辺の調査あるいは被害状況等、今回の台風のせいなのかどうか、把握しているのかお伺いします。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） ただいまの洞ヶ崎山根排水路トンネルの補修を早期にということでございますけれども、このトンネルにつきましては、昭和34年に完成していると聞いております。その後、改良区が管理していると聞いておりますので、そういった補修等々については土地改良区と協議の上、現状を把握して内水排除の計画の中で取り組みたいと思っておりますし、現在の流量の状態なんかもこの際、調べておいて、少しでも不備があれば修理する必要はあるのかなと私自身は思っております。

詳しくは担当課長より答弁いたさせます。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 洞巖山隧道というものなんですけれども、私も現地を確認してきたんですけれどもちょっと深く踏み入れるまでいかなかったもので、再度、調査しまして関係機関と協議したいと思います。

○議長（大泉 治君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 付近の方から聞いたわけですが、以前にも側溝等を入れて水の回避をしていたということもあったんですが、当然、そこもかなり側溝も変化、変形というか、水路の流入先も変わって直接石垣の間に流れている状態ですので非常にあれば危険だと思われまして、早急に手を打たないと石垣が崩れちゃうというようなことも考えられますので、調査を早くして早い災害対処になるかどうかわかりませんが調査をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

次に、6番只野 順君、登壇願います。

〔6番 只野 順君登壇〕

○6番（只野 順君） 6番只野 順でございます。議長より発言の許しをいただきましたので、一般質問をさせ

ていただきます。

まず初めに、今回の台風19号により被災された皆様に心よりのお見舞いと、一日も早い復興と日常生活の回復をお祈り申し上げます。

さて、質問項目に挙げておきました防災・減災で安心・安全なまちづくりについてでございます。

要旨1、台風19号の災害をどのように検証したのか。2、ハザードマップの見直しをすべきではないか。3、避難所の運営の見直しは。そして、4番といたしまして西地区の浸水箇所と避難所へのルートはどこかという大きな質問の項目でございます。

関東東北豪雨の際にも同様の質問を大体いたしております。自然災害は、このところ、大変な状況で今までにないという形での被害をもたらしております。そのとき、我が町は総合的な災害対策と避難対策が求められて前町長のときも災害に備えて防災意識の普及、向上に努めているとしております。

今回台風19号の接近から避難までは福祉課を初めとする皆様、そして、区長さん、民生委員さんそれぞれの立場で活躍されて人的被害を出さなかったというところに関しては敬意を表するものでございます。

そこで、この19号災害の検証をどのようにしたのかという点についてまず質問いたします。

○議長（大泉 治君） 町長。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 項目1点目の1番、台風19号の災害をどのように検証したのかというご質問でございますが、台風19号の被害につきましては、既に皆様にお示ししたとおりでございます。

検証については今、行っているところでございますが、まだ災害復旧及び生活支援の最中でございますのでまだその取りまとめには至っておりません。今後、町及び関係機関が講じた対策等が町民の生命や生活を守るために十分に機能したか、課題を明らかにしてその結果を防災・減災対策に反映させていきたいと考えております。

○議長（大泉 治君） 6番。

○6番（只野 順君） 今回災害対策本部を早急に立ち上げて避難等々も行っており、そして、私たち議会のほうも災対本部を設置して町の動き等を見てまいりました。実際に地域によっては避難所に避難をするという形で避難行動を開始いたしまして、そして、特にハザードマップに記されているような低い地域においては、民生委員さんの声かけ、あるいは区長さんの声かけで早い避難をしたと私は思っておりますし、特に福祉課関係の皆様には高齢者あるいは福祉避難所に入る方々の手配等も行ったのかなと思っております。

その中でハザードマップの見直しに関しては、それぞれ今、町長が言うように検討、見直しをということで、2番議員さんがおっしゃってございました新下町浦関係では、上下水道課がこのようなマップをつくりまして高低差も示しております。これは具体的な内容にも入ると思いますけれども非常にわかりやすいのかなと。それから、大きく指示を書いていただいて、そして、町民の方々に渡して、自分たちが住んでいる地域がどうなっているのかというものの参考になると思います。こういったことに対しての早い取り組みに対しては、上下水道課もなかなか大したものだと思っております。非常にそういう意味では早い点検をしているなどと思っております。

それから、また防災士さんと呼んでの講習会をして、西地区などはどうしても逃げる場所がないと。最初に避難してそれでおくれた場合には2階に避難というようなお話とかで具体的に進めて、その地域のリーダーの方々と災害に備えるべく対応していることについては非常に早い今回検証の一つとして挙げられるのかなと思ってお

ります。この辺も各担当課、防災担当などに対しては対応が早いという形で敬意をあらわしておきます。

さて、2番目のハザードマップの見直しについて今、お話ししましたように、浸水域が出ます。それから今回大体浸水したところに関しては把握ができたと思いますので、これをどのように利活用あるいは活用して避難所までのルート等々を確保するのか、その点についてお聞きいたします。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 雅雄君） ハザードマップの見直しをすべきではないかとのご質問でございますが、平成30年に作成しました防災マップにつきましては、国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所が平成28年に公表しました浸水想定区域図を使用しておりますし、土砂災害警戒区域等におきましても、宮城県土木部で指定しているものを掲載しておりますので、今後、国、県が更新の際には修正が必要と考えております。

今回の避難のあり方でございますけれども、防災マップとそれから冠水といいますか、滞水といいますか、水の位置はほぼ一致しておりました。先ほど2番議員の質問にございましたけれども、やはり荒閑商店様の地区から調整池に関しては、やはり低いところから少しでも高いところという移動でございますので落差がとれないという、そういうところございましたので、そういったことも含めて防災マップと今回滞水しましたところ、今回は本当に短時間に集中豪雨のような形で降りましたので排水機能が負けて滞水したわけでございますけれども、ほぼマップどおりの滞水という結果が出ましたので、改めて防災マップを今後、さらに私としては生かしていきながら避難のあり方というものを、さらに精度の高い避難のあり方というものを検証していきたいと思っております。もちろん、防災訓練においても、そのことを実地の訓練として町民の皆様がけがとか、生命を損なうことないように今後とも精度を高めていくいい経験になったなど、私はそう思っております。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺 信明君） それでは、只野議員さんからの質問については町長が答弁したとおりでございますけれども、中でルートの確保といった部分でお話ししたいと思いますけれども、冒頭に今回早い対応をしたということでお褒めの言葉をいただきまして、大変ありがとうございます。

避難時の住民の方々へのルート確保につきましては、冠水してからの避難では遅いというふうに考えております。町としても、早い段階で避難準備情報であったり、避難指示の発令をやって冠水被害が起こる前に住民の方々へ行動をとっていただきたいというふうに思っておりますし、今回常任委員会のほうの意見の中でも、住民の方々が日ごろから自宅の危険箇所や災害時の連絡方法、避難場所であったり避難経路の確認を行って、いざというときに冷静な行動がとれるよう日ごろから十分な備えをすることが、町民の安心・安全につながるというふうなことを言われておりますので、それができるように町として早目の対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大泉 治君） 6番。

○6番（只野 順君） 避難対応について今、お話しされましたけれども、やはり具体的に浸水箇所等が出ますと、避難所に行けないとか、あるいは外に出るのが危険だというような状況もございます。私の地区の事例を挙げますと、台風が来ると、そういった場合には地区の住民の皆さんは全て避難という形で考えておりますけれども、今回ちょっと家に残る、1階建ての方でも家に残るとか、そういった状況もございます。少しその辺は勧告よりも強い指示を最初に出していただいて、もう逃げてくださいというふうにお話をさせていただいたほうが、民生委

員さんや区長さんの行動に対しての責任等々ありますけれども、2次被害を防ぐことにもなるのかなと思いますので、やはり細かな地区ごとにそういった指示あるいは連絡を出していただければと考えております。

それで、さらに避難所までの関係ということで申し上げますけれども、やはり避難所がそれぞれ指定された方々が入っていないくて、私のほうにもあちらの避難所に避難できなかったからということでさくらんぼこども園のほうに避難してくる方もおりました。ここじゃないんじゃないですかとは思いましたが、ちょっと天平の湯のほうがいっぱいでそれに入れなから高校、中学校を經由してわざわざさくらんぼこども園のほう、高台のほうに避難してきた方もおりましたので、そういった方も含めましてというか、まずそういった早目の指示を出してそのことも検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 避難所のご質問でございますが、避難所につきましては、水害時の指定避難所であります全8カ所を開設いたしました。また、福祉避難所を万葉苑さんのご協力のもとに1カ所、そして、1次避難所1カ所を開設しております。

避難者数においては366世帯、848名の方が避難されましたが、その中でも天平の湯への避難者は315名となっており、割り当てている行政区以外の方々が多く避難された状況でありました。当日も通常営業もしていたことでもありますので大変な混雑で、施設利用者と避難者の区別が困難な状態であったと報告をいただいております。急遽研修館の利用も行いましたが、今後はそのようなことも踏まえながら避難所の指定や1次避難所についても検討していかねばならないと思っております。

また、避難所の運営については、短期間の場合は職員が対応いたしますが、基本的には避難された方々で行っていただくこととなります。町の防災訓練においても参加していただく自主防の方々に避難所の受付を行っていただいておりますし、訓練前の説明では、避難所の運営についても説明を行っているところでございます。

なお、先ほど、避難勧告は、私としては県内で一番早く避難勧告を出したと思っておりますけれども、夜の0時半でしたね、気象台のほうから直接ホットラインで電話をいただきましたので、直ちにそれに対応して避難指示を出したわけでございますけれども、私どもを含めて職員の皆さんと一番心配したのは、一番雨の強いときに避難指示というと、やはり逃げなければならないと想定されて、そして、一番危険なときに外に出たのではないかと、そのことが一番心配でございました。やはりさまざまな誤解とか多分電話があったようなことで、ある地区では何人かの方が避難されてそのまま皆様方の仲間の方が地域を守っていただいておりますが、そういう方にそういう情報は出ていないはずなのでということで自宅に戻っていただきましたので、避難指示のときはくれぐれも外に出ないように屋内の一番安全なところというメールの内容でございましたけれども、やはりそのとき思いましたのは、避難指示というか、一番強いインパクトのあるような言葉を、この勧告と指示というのは、いつも思いますが、一番強い言葉で町民の皆様を守るような方向でやらなければならないのかなと、そういう反省はしております。それが災害対応マニュアルとそぐわないことにもなると思っておりますけれども、実際のああいふ局面においては私はそう思いました。

○議長（大泉 治君） 6番。

○6番（只野 順君） 今、町長が避難勧告と指示の出すタイミングの難しさ等、そういったものも私もそういうふうに情報伝達の中であの時間に出していかげなものかなと思って、消防団の方々にもこういう指示が出ている

けども待機はどうかというようなメール、あるいは連絡等々、出しておりますけれども、そういった話をしております。地域において、やはりとにかく町民の生命を守る、あるいはそういった災害から人的被害を出さないということで町長の決断を高くは評価しますけれども、やはり浸水地域に関しての細かな指示を連携しながら出していただければ、住民がこぞって避難できるのかなと思っております。

それから、避難所の見直しということで、今回すぐにはできないと思っておりますけれども、検討しながらやっていきたい1つの点は、さくらんぼこども園につながる道路が冠水しまして、皆様のおかげでポートを出していただいたりして救出というか、搬出をしていただいた点についてはよかったのかなと思っておりますけれども、あの地域が避難所ということでさくらんぼこども園の道路をかさ上げしてくれというようなお話も区長会や何かで話になったと思っておりますけれども、私は前町長の裏の道路がありまして、そのところのさくらんぼこども園につながる道をつくるのが早い対応ができるのかなと思っておりますのですぐ検討に入ってください、そして、もう来年といえばまた台風がまいりますので、ぜひそういった準備をしていただきたいという点がございまして。いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 区長会においてそのような道路のかさ上げということがございましたが、なかなかそうかといつて対応するには、本当に悔しい気持ちでございましてけれども財政的にやはり難しいということで、今、それ以外にも困っている方々、生活に支障を来している方々に対応する復旧をやっているところでございまして、なかなかそういったような対応はできないという思いで区長様の話は聞いております。

そういった中で、やはり元消防団関係者の方から、今、同じような、実は何人もそこを通過して施設と行ったり来たりしているよという話はいただきました。そこはまだ確認しておりませんが、私有地を通ったりするような話も伺っておりますので、それが万が一、今回のような退路を絶たれたと思われるときには活用できるように、何らかの避難道路として活用できればと私自身、思っておりますので、確認した上で避難道路として活用できるかは検討したいと思います。

○議長（大泉 治君） 6番。

○6番（只野 順君） 町長の非常に前向きなご答弁、私も安心しております。ぜひその辺はさくらんぼこども園に通じる山際にある道の整備をお願いすることとおきます。

それで、もう1点、西地区の避難につきまして今、第一小学校に避難所という形で開設しておりますけれども、西地区の人たちは、浸水時は第一小学校の校庭に車をとめて浸水してどうするんだと。だから、私は家に残るといふ方々が多くございます。そうすれば、高台避難で中学校とか東地区の山際に避難するべきだと思いますけれども、この西地区の人たちの避難をどう考えて、そして、経路も含めましてどういう対策をするのかお伺いします。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 西地区の浸水箇所と避難についてというご質問をいただいておりますが、町内一円で浸水等の被害がございましたが、西地区においても家屋の浸水や道路冠水が多く発生いたしました。現に役場庁舎においても床上浸水となり、職員が水を外にかき出す作業をしたところでございます。

西地区の避難については高台がございませんので涌谷第一小学校での垂直避難と江合川を渡って涌谷中学校あ

るいはさくらんぼこども園等へ避難が強いられますが、住民の皆様においても町で実施する防災訓練や各自主防組織で訓練等において避難する意識を高めていただきたいと思います。

避難勧告をより早くいたしました理由には、やはり江合川の水位は、今回はさほど心配する水位ではございませんでしたが、やはり西地区の水害というのを一番想定しまして、明るい時間に避難していただきたいという思いがございましたので、そういった意味で避難勧告は早目に出させていただきました。高いところが本当にございませんので、まずは当面は身を守ることにして垂直に避難していただきたい、車も含めて避難していただきたいというのが率直な思いでございますので、当面はそういったようなところを訓練で深い認識を持っていただくようにしていきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 6番。

○6番（只野 順君） 町長が早い避難の勧告を出して、そして、特に西地区の人たちの安全を守るということでございます。全くそのとおりだと思いますので、躊躇なく避難対策というか、避難勧告を出していただいて、そして、我が身はきちっと守るんだというようなことで対応していただきたいと思います。

それで、先ほど2番議員が内水排水について機場の問題でお話しされていましたが、地域によっては冠水をして排水をしていただきたいというお願いをしております。土地改良区にも入っていない地域がございますので、この地域の排水をどのように対応してくれるのかなと考えておりますけれども、町民の生活環境の場でございますので改良区云々じゃなくて、町としてどうするのか1点お聞きしておきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 質問者、具体的な改良区にも入っていないとかなんとかという、どこのことを言っているのか、恐らくわからないと思うんですが、その辺も含めてですね。

○6番（只野 順君） 上谷地地域でございます。上谷地地域、特に田尻川と江合川に挟まれた地域でございます。今回の台風の時も家の周り、もう少しで、床下にはほとんど入ってきているんですけども床上のような状態になる箇所がございます。その排水路、生活排水も雑排水も流しておりますけれども、その排水系統が詰まっておりますので、この間、私が堤防、排水関係で整備いたしましたので、ただ、そのときに改良区にも入っていない、個人でという形でということでございます。地域に住んでいる方々と協力してやるのが私はベストだと思っておりますが、何せ高齢化しておりますなかなか手をかけることができない。前には重機で一度掘っていただいたような経緯もございますけれども、その後、やはり荒れた状態で今回の19号の台風に対して対応したところ、完全に冠水しましたので、そういう生活の場所としての対応をどうするのかお聞きしたいと思いますけれども、そういう質問でございます。

○議長（大泉 治君） 恐らく開田した折には、間違いなく改良区の管轄にも入った場所もあろうかと思うんですが、その辺、含めて農林課長、答弁できますか。

建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 今回の雨の量も多かったわけですので、先ほどありました新下町浦だけでなく西、それから上谷地地区の排水計画についても総合的に見直していかなければと考えております。

○議長（大泉 治君） 6番。

○6番（只野 順君） 時間がちょっと迫ってきておりますので、台風、その他については今後、ご期待申し上げます。町のことにしましてはそのようなふうに理解しておりますので、ぜひ何度も災害はやってきますので対

応していただきたいと思っております。

2番目といたしまして女川原発の再稼働についてという質問を質問項目にしております。

涌谷町では、地域防災計画をつくりまして、そして、震災以降、原子力災害の計画の策定もしております。また、大谷地、短台地区におきましては、UPZ30キロ圏内に入りましてこの町もそういった5市町村に入って、今回女川原発の再稼働の問題が新聞報道等々で取り上げられております。

そこで、実際の涌谷町の避難計画と実態について伴っていないところで同意とか、県の知事の同意、あるいは地元というか、立地自治体の同意をとってというお話でございますけれども、町としてももう少し積極的にこの問題にかかわり住民の生命、財産を守るべきではないかと考えますけれども、その点についてまずお聞きいたします。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 避難計画が実態に伴っているか否か、再稼働に反対すべきだとの質問でございますが、避難計画については平成27年11月に策定しました原子力災害の避難計画をもとに、UPZ圏内である短台地区及び大谷地地区においては、避難所である天平の湯に避難していただくこととなっており、バス事業者との協定も結んでいることから、町内避難についての実効性はとれるものと考えております。

UPZ該当地区だけでなく、町内全域において県外により早く、より遠くに、より長期にと考えられる広域避難等については、国、県の指導のもと、検討が必要であると考えております。

11月27日に原子力規制委員会は、東北電力女川原子力発電所2号機について新規制基準への適合を認める審査書案を了承したところでございますが、再稼働については、国においてエネルギー政策の中・長期的な観点から総合的に判断されるべきと考えております。

また、女川原子力発電所の動向につきましては、新規制基準への適合にとどまることなく、さらなる安全レベルの向上に向けた取り組みを着実に進めていただけることを強く望みながら、今後、注視してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（大泉 治君） 6番。

○6番（只野 順君） 女川原子力発電所の再稼働については、平成24年9月12日に議発第9号におきまして、東北電力女川原子力発電所の再稼働を行わないことを求める意見書の提出を行っております。町長も当時、議長として内容を把握して前の議員さんたちで議論、討論して提出したという経緯がございます。

それを踏まえて今、遠藤町長になりまして町の取り組みというか、そういったものについてUPZ30キロ圏内5市町村の中での経緯がどういった取り組みを行ってきたのかをお聞きいたします。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） UPZ圏内の関係市町村ということでございますけれども、私が町長に5月から就任いたしまして今日に至るまでその話の機会はございませんでした。したがって、隣の町長さんとか、そういった方にどのような傾向になっているかは聞いておりますけれども、やはり今求められている賛成とか反対とかという、そういったような話にはなっていないということで、さまざまな情報をいただき、そして、それを話すというような会議になっているように聞いておりますので、詳しくは存じ上げませんので、どういったような形の中で涌谷町を代表した言葉が発言できるのかというものをつかんでおりませんので、残念ながらしっかりとした答

弁はできないところでございますが、やはり私は、この中でもただ1人、UPZ圏内、いわゆる30キロ圏内の住民でございますので日常的に関心は強く持っているところでございます。

○議長（大泉 治君） 6番。

○6番（只野 順君） 町長がUPZ30キロ圏内において住まいされているということで、住民の方々と密接に接している点については理解しておりますし、ただ、残念なことに、今、再稼働のお話が新聞報道等々で出ている中で、やっぱりそこに今、立地自治体の同意がというお話で進んでおりますけれども、その圏外に置かれた市町村の代表として意見というか、言葉を発していかなきゃならないところに来るのかなと思っております。ぜひUPZ30キロ圏内の市町村と連携しながら、やはり具体的に避難計画、広域避難まで含めて対応なされるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 技術的なことは担当課の答弁に頼るところでございますけれども、この件につきましては、やはり避難計画を立てなければならないというところに大きな問題があるのかなと思っております。そして、これは決して非現実的なことでないということも過去の例から実証されておりますので、やはり真剣に考えて、そして、先ほど申し上げましたが、避難計画が必要とされるのであれば、国のレベルでどういう場所はどのような方向に避難しなさいとか、避難する場所は一定の1年、2年、3年の長期化でも受け入れるような、そういったのがなければ、本当の避難計画というのは立たないものと思っております。

そういう中で、だったら反対しなさいという話だと思いますけれども、やはり反対を表明することが即反対、再稼働しないということにつながるという、そういう靴の下から足の裏からかくような形の中でそういうジレンマがございます。ですが、やはり私どもに与えられた立場としては、その心配を常にご提言申し上げるという事は、変わりなくやっていかなければならないと思っております。

○議長（大泉 治君） 6番。

○6番（只野 順君） 町長の真意は非常にわかります。反対、賛成を言うのではなくて、やはりきちっとした広域避難計画ができ、それで県、国にご意見を申し上げるというような方向だと思いますので、ぜひその辺の姿勢を維持していただきたいと思います。

1人の犠牲者も出さないでそういった避難ができれば、今回の災害もそうですけれども、福島第一原発の事故から9年もたつて町が再生できないような状況にある福島の現状などをよく視察していただいて、そして、我が町がそういった状況にならないような対策というか、対応をとっていただければと思います。

最後に、原発がどうでというよりも、もう一つ原発にかわるものとして再生可能エネルギーのお話を少ししたいなと思いましたが時間も少し迫っていますので、再生可能エネルギーを、バイオマスとか、太陽光もそうですけれども、小水力もそうです。担当課においては、それぞれ研究とか、あるいは他町村、あるいは県内県外含めてそういった取り組みを行って再生可能エネルギーでまちづくりをしているところなどの視察、あるいはそういった取り組みをぜひ行っていただきたいと考えておりますけれども、その点について取り組みというか、研究というか、なされるかお話をお願いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 再生可能エネルギーの活用でまちづくりということでございますが、当町においても、地

球環境に優しい再生可能エネルギーの推進は重要であると考えております。しかしながら、バイオマスについては、生物と太陽エネルギーがある限り、持続的に再生可能である資源である一方、費用対効果の点で課題があるものと考えております。バイオマス発電により雇用の創出や産業の活性化につながっている市町村もあることは存じ上げておりますが、当町においても、間伐材や農産加工物、残渣などが利用できるものと考えられますが、当町の資源量では経済性の観点から現時点では実施が難しいものと考えております。また、小水力に発電につきましても、地形や水量などの関係から難しいものと考えております。

現在、当町における再生エネルギーの活用については、役場本庁舎や町民医療センターに太陽光発電施設を設置しており、今後は災害時の避難所などにおける代替電源の確保のため、太陽光発電などの再生エネルギーの活用については行っていきたいと思っておりますけれども、やはり今回の水害等々のことを考えますと、災害の発生との関係も十分に慎重に考慮していかなければならないものと考えておりますので、その辺あたりを十分考慮しながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 6番。

○6番（只野 順君） 再生可能エネルギーの普及あるいは取り組みということで、今、町長がいろいろな方向を探していくということもありました。大規模な太陽光発電の施設がありますけれども、その災害対策を今後ともしていただきたいと思っております。終わります。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

次に、3番佐々木みさ子君、登壇願います。

〔3番 佐々木みさ子君登壇〕

○3番（佐々木みさ子君） 一般質問の通告に従いまして議長のお許しが出たので質問をさせていただきます。

先ほどより台風19号の質問者なんですけれども、私も同じように台風19号の関連の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、台風19号の災害対策をどのように講じたかでございます。

10月12日、13日未明、台風19号の豪雨は町内一円にわたり甚大な被害をもたらしました。予報では非常に強い猛烈な雨が降る可能性があり東日本への上陸は初めてのケースとなると報じておりましたが、当町ではどのような災害対策を講じたか、まずそれを1点目にお聞かせを願いたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 町長。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 安心・安全に暮らせるまちづくりについてということで台風19号の災害対策をどのように講じたかという質問でございます。

10月12日土曜日の8時30分に警戒本部を設置し、9時に災害対策本部を設置いたしました。その後、住民の皆様になるべく早く避難していただくため、避難所の開設準備を行い、11時には避難準備を発令し、高齢者等の避難開始を促しております。

また、避難勧告については16時30分に発令しております。この時点での気象庁の発表は暴風警報のみとなっておりますが、今後の大雨警報に対応するため、県内でも特に早目の発令をいたしました。その後、翌13日の0時30分に大雨特別警報が発表されたため、それに伴い1時30分に避難指示を発令いたしました。避難指示につい

ては、仙台管区気象台から私に気象情報に関する直通の連絡がありましたことから発令したわけですが、深夜で降雨の激しい時間帯でもありましたことから、うちの中で一番安全な場所への移動をお願いしたところですが、このことに関しましては、先ほど、質問者に答弁しましたところですが、避難指示の発令するときは、逆に非常に躊躇し、悩んだところですが、

災害対応についてでございますが、職員による町内パトロール及び情報収集を行った上で被害状況の確認等を随時行っております。また、遠田消防署、遠田警察署におかれましても災害対策本部に参集していただき、町との連携のもと、災害対応に当たっていただきました。消防団におかれましては、該当地区の巡回や冠水箇所での排水作業及び孤立された方の救出作業等を行っていただいております。

河川につきましては、出来川が増水したことから越水、通水箇所があるとの連絡があり、土のうの作成及び設置を消防団とともに行っております。

また避難所でございますが、さくらんぼこども園周辺の道路が冠水し、孤立状態となったため、遠田警察署、地域の方々とともにボートを使用し、避難者の帰宅等のため輸送を行うなど、関係機関と町と協力して災害対応に当たったところでございます。以上でございます。

○議長（大泉 治君） 質問者、台風云々については大体同じようなことで3人目の質問でございますし、それから全協等で、ただいま町長述べましたけれども、時系列的にも説明がございました。そういった中で特に重視しなければならないところとか、聞いておかなければならないところを中心に質問をしていただくように議長からお願いしたいと思います。3番。

○3番（佐々木みさ子君） 対策本部を早目に立ち上げ、被害は甚大でございましたがある程度の被害は免れたのかなというふうに感じております。今回特に東地区の内水氾濫による水害の実態把握と原因の究明はできているかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 雄君） 実態把握と申しますけれども、この実態把握、原因究明というのは、多分排水機場が一時作動しなかった、そのために水がたまって被害が拡大したというようなことでの質問だと思っておりますけれども、この件につきましては、先ほどの2番議員の一般質問でお答えしましたが、排水機場のオペレーターの指示系統については、やはり問題はございませんでしたが、未曾有の豪雨により排水機場の操作室が浸水するなどして、いわゆる漏電、感電の危険等々がございましたことからオペレーターを退去させたものと伺っておりますので、その点をご理解をお願い申し上げたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（瀬川 晃君） 東地区ということで上町排水機場、それから久助山排水機場が、今、町長が述べたとおり、人命に危険な状態があったということで停止いたしておまして、それが内水の増につながったと改良区のほうからは伺っております。

○議長（大泉 治君） 前例も踏まえて説明してください、前例も。大崎市の渋井川の前例等も踏まえて。

○農林振興課参事兼課長（瀬川 晃君） 当町においては、今回の豪雨で流水等もあって避難したということでありまして、他町においては、大崎市鹿島台で排水機場が水に囲まれて2階のほうに避難し、その後、救命ヘリにおいて機関員が救出されたという事例もありますので、その辺も含めて今回人命確保の意味で土地改良区

の職員が機関員に避難指示をしたとなっております。終わります。

○議長（大泉 治君） 3番。

○3番（佐々木みさ子君） 今回床上、床下浸水した被害の大きい地域の住民は、休む場所の確保、床下の土を出し、乾いてから床板の張りかえ、片づけが終わる見通しが立たないというふうなことを話しております。地域によってはむせ返るような悪臭、粉剤が白く植木の高さまで散布しております。震災で沿岸部より津波が来ない当町に移り住んだのにまた水害で苦しむ人、この地に住んでまた水害で悩まされるのではないかと不安になる若い方、この地域に土地を購入し家を建て内水で4回も床下浸水に遭った人、また施設園芸農家、大豆、秋野菜が収穫皆無、浸水によりもみ、米の被害、農機具、車の被害と地域住民の生活に大きな影響が出ました。被害に遭った地域の人々、また現場ではいろいろな情報が流れております。再発防止に向けて正確な情報提供を地域住民の方にすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） ただいまは安心して暮らすことのできる町、そのためにはどうするかということの質問と受けとめておりますが、台風19号についての被害が大きかった原因は、やはり今までにない降雨ということでありまして、時間当たりの激しい降雨量であったと考えております。

涌谷町においては、最大時間雨量が44ミリの雨が降っておりまして、30ミリ以上の雨が5時間も降り続けました。これによりこれまでになく大量流水の発生や排水量をはるかに超える降水量となり、土砂災害や住宅の床上浸水等の被害が大きくなったと考えられております。最近の自然災害は被害が甚大化しておりますが、台風は地震と違い、発生から接近するまで対策をとる時間がございますので被害を想定するのは難しいものがあるとは思いますが、町がとるべき対応は考えることができます。今回は想定外の対応が求められましたが、今回は想定外の事態を想定したときに、やはり私としては、まずは町民の命の確保を最優先に考えました。今回の災害も大変重要な経験の一つと捉え、今後、各課関係機関と連携し、町及び関係機関が講じた対策等が住民の生命や生活を守るために十分機能したか課題をやはり明らかにして、そして、今後の防災・減災対策に反映させていきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時でございます。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

3番。

○3番（佐々木みさ子君） 引き続き、質問をさせていただきます。

先ほど、被害に遭った地域ではいろいろな情報が流れています。時系列に排水機場がとまったのを調べている方もおります。やはり正確なことを地域の人たちに原因と再発防止策の説明をすべきと思いますが。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 今のご質問でございますが、もしそのようなことがあれば、やはりそれだけの大変な被害に遭ったときに気持ちがおさまらないと、そういったこともあろうかと思えます。そういったようなときに、少しでもそういったようなことから行政との不信感が出たら、それこそ大きな問題となりますので、そういったようなときにさまざまな機会を通してそのことについてはきちんと説明を申し上げて、町民との信頼関係は何よりも一番大事でございますので、その点はしっかりと対応しなければならないと思っておりますので、その点も議員の皆様におかれましては地域を把握、所管されている立場でございますので、しっかりと行政につないでいただきましてくれども行政と、一番誰のために行政サービスを行っているかという原点に立ち返りますと、住民の皆様との不信感を高めるというようなことがあってはならないことと私は思っておりますので、そのような対応は可能な限り、させていただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 3番。

○3番（佐々木みさ子君） やはり今、町長がおっしゃったように、地域の住民の方たちが、施設園芸農家ですと半月分の収入がなくなったわけです。また、米とかもみを保存していた方たちもかなりの被害が起きています。やはり町民に沿ったような行政のあり方を願います。

また、安心して暮らすことができる町にはどう取り組むのかということにおきまして、避難場所はトイレは洋式であればいいのかと思えます。簡易でもいいので準備がこれは必要かと思えます。

また、寒さ対策、寝袋等、これは個人で用意しておくことも大事かと思えます。今回、毛布等の用意をみたいな呼びかけだったんですけれども、高齢の方は、毛布を持っていくにしても誰か付き添いがいないと大きな荷物を持っていくのはかなり大変だったということをおっしゃいます。また、多目の食料と水の備蓄なども必要かと思えますし、また個人で食料も多く持っていくということも必要なんではないかと思えます。今後考えられる異常気象に備えて避難所はリスクを考慮し、備蓄の方法や場所を選ぶべきかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺 信明君） 避難所のあり方についてのご質問だと思いますけれども、今、お話しいただきましたトイレの洋式化ですとか、寒さ対策、それから食料等の備蓄の関係につきましましては、避難所の環境整備ということで私たちのほうでも今後、検討していかなければならない事項ということで思っております。

さきの台風19号を受けて直後にありました区長会議等でも、そういった環境整備についてももう少し考えてもらわないと、そこに入られている避難者の方の健康面であったり、生活の質といいますか、そういった部分についても影響があるのでその辺は十分対応してほしいというお声もいただいておりますので、それについては今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長（大泉 治君） 3番。

○3番（佐々木みさ子君） またいつ来るかわからないこのような異常気象ですので、なるべく早い対応をするべきかと思えます。

さくらんぼこども園に避難した人を救助するために地域の人たちが大型トラクターを出し、水の深さがどのくらいか電柱沿いに行ってみました。今見ると、こども園付近の電柱の水位の跡があって私の肩の高さぐらいまでこども園の入り口の深さはありました。それを見て職員が食料と飲み物を用意し、それをトラクターで運び、また町のボート2隻、警察のゴムボート1隻、こども園に向かうときはトラクターがボート3隻を引き、ボートに

人を乗せてくるときは職員はスニーカーだったり長靴だったり、警察の方は胴長をちゃんと履いて用意してきていただいたんですけども、職員は本当に普段着のまま、水の中をボートを引いてそれで無事86名を救出し、その救出した方たちを職員が自宅に届けていただきました。本当にこのときは自助、共助、公助の力が大きいものだと思います。救出された方の中には体調が悪くなった方もおり、また高齢の方を救助でき2次被害を防ぐことができたということは、災害から被害をできる限り少なく今回は抑えることができたと思いますが、これに対して執行部ではいかがな考えでおりますでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 避難所からの退却でございますが、本当にあの地区があのような形になるというのは、やはりなってみないとわからなかったというのが本音でございますが、ただ、上谷地区の区長さんには、途中で避難するときにさくらんぼには向かうことができないという話もいただいておりましたので、そういう水害時には冠水するというか、陥没するというか、そういったような状況が発生するということは想定しておりましたが、あのような深さの水がたまるというのは、やはり私も現地、不案内でございますけれども、それにしても初めて知ったわけでございます。

そういった中でどのようにしたら長時間避難所にいるということは大変避けなければならないということいろいろ考えましたけれども、先ほどの胴長等々もいろいろなところを探しましたけれども、やはり消防、警察等には若干あったようですがそれは職員にまでは回らなかったという当時の記憶がございます。

そういった中で、まずは自前のボートも何とか探し出してという中で、模索した中で職員は自分の、これは写真で私も見ましたけれども、ここの席にいる職員も含めて何とか町民の皆さんの命を最優先ということで頑張った結果でございますけれども、先ほどの質問にもございましたように、やはり退却する、すみやかに退却するときにあのような状態では大変なことになるなと思いますので、やはり住民の人たちがよく知っているところの通り道というものがあれば、やはりそういうところに雨が上がったあたりに退却できると、そのような思いがございましたけれども、今回本当に何回も申し上げておりますけれども、住民の方々の命を1人でも失うことがないようにということで、それにつきましてもあの地区では1台の車が水が引くにつれて出てきたときには非常に心配したんですが、窓があいていて脱出したということもございますのでその点では少し安心したんですが、その後のあいつた想定においては、しっかりとした退路の確保というのも必要だなと思っております。

また、万が一、時間的な猶予を持たせるためには、先ほど申しあげましたように、トイレ、特に足腰の、自分もそうですからわかるんですけども、足腰の弱い方は洋式トイレを少しでも避難所という今回設定しましたけれどもそういうところには少しでも洋式化を図ることができればなど、そのようには考えておりますので、今回は私としても少しでも早く準備をしなければならないと、そのように思っております。そうでないと、避難所を開設しても環境が悪いと避難していただけないということがございますので、それであってはならないということもございますので、やはり避難所に関しては可能な限り、対応をとらせていただきたいと思いますと思っております。

○議長（大泉 治君） 3番。

○3番（佐々木みさ子君） 今後の排水機能の強化と排水機場の常日ごろの整備点検をし、降水量が多いときはいつでもいち早く排水できるようにしておくことが地域住民が安心して暮らすことができ、今回の災害を風化させることなく日常的に防災をしていくことが必要と思います。

これで質問は終わります。年末が近づいているので、被害に遭った地域住民の方の早い復旧をお願いして、私の質問を終わりとさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 農林振興課長、答弁しなくていいですか、機場に対して。答弁のない質問はありませんので答弁を求めます。

○農林振興課参事兼課長（瀬川 晃君） 3番議員の質問の中に機場の部分、特に多分上町排水機場の関係かと思えますけれども、涌谷土地改良区管理分として東地区ですと5つほどあるんですけども、その中の上町排水機場、その他については朝から各施設の機関員が配置しております。また、機場の運転につきましてもベテランの機関員さんがちゃんと業務を行っていると聞いておりますので、今回の豪雨につきましても、やはり異常な状況であったためにこういった停止等もあったと思っております。今回の豪雨を糧に今後の防災対策に生かして検討していきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

次に、9番久 勉君、登壇願います。

〔9番 久 勉君登壇〕

○9番（久 勉君） 9番久です。よろしくをお願いします。

かねて通告しておりました件についてご質問いたします。

令和2年の当初予算編成に当たりどんなことに留意されているのかということですが、といいますのは、先日の議会懇談会でも町民の方から厳しいお言葉をいただいています。財政非常事態宣言という宣言、何で議員はこんなになるまで放っておいたのか、何を議会としてやってきたのかという厳しい言葉、まさにそのとおりだと思います。

そんな中であって9月に財政再建計画をつくっております。令和元年度から令和5年度、しかし、元年度、平成31年は当初予算をことしの3月に編成してそれを執行してきたわけですから、来年度の予算編成に関しては、今までとは大きく異なる予算編成になることと思います。ならざるを得ないと思います。再建計画は5年度で、ことしは元年度なんですけど実質ことしの予算というのは昨年度に組んだわけですから、非常事態宣言を受けてからの初めての予算編成ということになりますので、非常事態宣言を出すに当たって、結局今までやってきたことがだめだったという否定されたような、私は否定されたような気がしているわけですけども、じゃ、新しい涌谷町をどうしたらいいのというのは、そういうことが2年度の予算にきちんと見えなければ、町民の人たちに対しても説明できないのではないかなと。今までどおり、今までどおりでやってきてよかったんだったら何も今までどおりでいいじゃないのとなりますので、その辺を町長はどんなふうを考えて来年度の予算編成をしようとしているのかお伺いいたします。

○議長（大泉 治君） 町長。

〔町長 遠藤积雄君登壇〕

○町長（遠藤积雄君） 令和2年の当初予算編成に当たりどんなことを留意して行うのかと。その中で9月議会で質問しているが、その内容を精査した結果はどうだったかという質問でございますが、その中で町の特性は明確になったかという通告もいただいております。

当町の特徴といいますのは、皆様、ご案内のように、これまでの保健、医療、介護、福祉の一体的、系統的な

提供や子育て関連事業に注力してきておりますが、特に全国に先駆けた地域包括ケアシステムの構築については、県内でも特筆すべき内容と評価されているものと考えております。

しかしながら、平成31年1月30日に財政非常事態宣言を発令し、財政再建計画を作成しました今、まずは財政再建が最優先と考えております。この財政再建計画を完全実施するためには、やはり久議員おっしゃいましたように、これまでどおりということではなくて、いわゆる聖域がなく全てゼロからの事業等の見直しが必要になっていると考えております。

このことから、令和2年の当初予算編成に当たりましては、総務課、財政再建対策室、企画財政課でのヒアリングを行い、事務事業の評価をあわせて予算編成を行うと、そういう姿勢でおります。以上でございます。

○議長（大泉 治君） 9番。

○9番（久 勉君） 事務事業の評価、それは内部の問題でありますね。町の特性は明確になりましたかというのはこの2番目に要旨として書いていくわけで、一問一答ですから私は1つずつ行くために町の特性は明確になりましたかと、こうそこにこういうことを聞きますよということで並べたわけですので、一問一答ですから、町の特性は明確になりましたかというのの返事は、保健、医療、福祉、子育て支援が町の特性と理解していいんですか。

それから、これは例えばなんですけれども、9月のときに申し上げたんですけれども、いろんな事業を各課でやっているわけです、いろんな仕事をやっているわけですけど、一番わかりやすいのは、数字であらわせるところは一番わかりやすいですね。例えば税務課とかでやっている毎年、税の徴収状況であるとか、1人当たりであるとか、職業別所得であるとか、それを経年的に比べて涌谷の町税、涌谷の町税でない、何という冊子かちょっと忘れちゃったけど、それをきちんととっていて経年的に見れるという、そういうことをまとめている課もある。そういったことをやった上で町民1人当たりでどれくらい、歳入のほうは大概税と町税と国の交付税でおおよそはつかめるわけですから、使うほうをどうしようかというのを財政再建計画の中できちんとしていかなければならない。

そのためには、町の特性をつかんで、町民の福祉の向上にどう寄与してきたかというのをはかる物差しを考えてほしいというのを9月の議会で言ったと思うんですよ。よその町と比べてどうなのと、例えばここに書きました幼稚園1人当たりの費用は他町村と比べてどうなのとか、それから先生の数がどうか、そういったことがほかより涌谷町はこういうところに頑張っていますよというのをきちんと把握して、それをやはり町民に示す。そうすれば、そこから無駄とか何とかをどうやって見つけていく。

最初、どうやって押さえるかというのは、一般家庭の、これは前にも言いましたけど、家計と同じだと思うんです。あるものしか使えないわけですから、それを無理しようとする、手をつけちゃならない。手をつけちゃならないということはないですけど、とっておいた貯金を使っていけば目減りをしていく。そうならないためにどうしたらいいのということを考えるときに、やはり今やっている仕事を経年的に見て他と比べてどうなんだろう、涌谷はどこがすぐれているんだろうか、どこが劣っているか、劣っているという言葉、余り使いたくありませんけど、他と比べてこの辺、もっと頑張らなきゃいけないのかなというのがあれば、それは頑張らなきゃないと思います。そういうことが町長のところに上がっていったんでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 事業の評価というのは、当たり前のことですが、当然、各課で自己評価、久議員がおっしゃったような形の中で自己評価、課での評価があるべきだと思っております。そして、その上で総務課とか、今回は財政再建という大きな課題がございますので財政再建対策室、あるいはこれまでどおりの企画財政課といったような中でさらにそれをどのように評価するかという形になろうかと思いますが、今のところは、私のところにさらにさまざまな観点から事業評価した、あるいは予算編成に当たっての具体というのはまだ届いてはおりないところでございます。

○議長（大泉 治君） 9番さん、この例えばの部分のところは答弁。（「いいです」の声あり）いいですか。（「やっぱり書いたから答弁してもらおう」の声あり）せっかく上がっているのです。

○9番（久 勉君） わかりました。それでは、ここに書いたのは幼稚園、それから小学校、中学校、それから先生の人数、65歳以上老人1人当たりの介護費用、それを町ではこうなっていて他とは比べてどうですかというのを各担当課からお願いします。

○議長（大泉 治君） それでは、幼稚園の園児1人当たりの費用について、それと小学校の児童1人当たりと中学校の生徒1人当たり、先生の人数、ここまでは教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 大変申しわけありませんが、1人当たりというと、幼稚園費、小学校費、その辺で単純に割れば出るのかもしれませんが、例えばスクールバスの運行経費であったりですと、事務局経費に入っていたりするものですから単純に各科目で人数当たりということでは当たらないと思っていますし、あと各年において建設費のある年とない年についても変わってくるものですから、その辺、明確なものはまだ作成はできていないところでございます。

○議長（大泉 治君） 次に、65歳以上の老人1人当たりの介護費用については、健康課長。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） これは介護保険事業の1号被保険者1人当たりの給付費についてでございます。常任委員会には平成28年から平成30年までの3カ年、9月の決算のときに3カ年のデータを数字として示させていただき、今議会前には令和元年度の4月から8月までの5カ月間のそれぞれ1人当たりの給付費ですか、それらについて提示をさせていただきました。

1年間の給付費でございますが、直近で平成30年度のデータでございます。平成30年のデータにおきましては、涌谷町は26万2,878円というところでございますが、その26万2,878円というのがどういう基準かというふうなところで提示をさせていただき、宮城県はどうかというふうなところは数字を申し上げますと、宮城県は25万1,106円、全国でいいますと25万7,673円と。残念ながら、宮城県並びに全国よりも涌谷町の場合については1号被保険者1人当たりの給付費は高いと。

じゃ、何が高いのかということもこれは常任委員会に示しているところでございまして、何が高いかというのは、全国よりも施設サービスに対する給付費が高いと。全部で3分類行います。居宅サービス、いわゆる在宅ですね、居宅サービスが1つ。次、地域密着型サービスというサービスがございます。そして、3つ目に施設サービス、いわゆる入所ですね。その中で涌谷町が高いところは、入所であります施設サービスが宮城県全国よりも高くなっているというふうなところなんです。その要因は老人保健施設が整備されている、特別養護老人ホームが整備されている。それらの影響ではないかということの説明をさせていただいているところでございます。

ただ、1点、高齢化率と認定率というものがございます。高齢化率、認定率、平成30年度の高齢化率が34.2%

に対して認定率が16.6%、この16.6%というのは、県が17.9%、全国が18.0%、いわゆる認定率は県以下でもあり、大崎管内でも最低の部類に入っております。大崎市は19.6%ぐらいの認定率になっています。いわゆる介護認定を受けない、いわゆる自立した老人の方は涌谷町は多いというふうなデータが出ております。

このようなデータを分析しながら福祉課のこれから介護予防、あとは地域支援事業、そういったところで元気な老人をいかに持続していただるか、そういった事業展開が見えてくるのではないかというふうな形で分析をしているところです。以上です。

○議長（大泉 治君） 9番。

○9番（久 勉君） 教育費については、常任委員会でもお話ししたし、担当課長ともお話ししましたので、1人当たりをどう見るかというのは、例えばスクールバスまで入れるのかとか、事務経費に入れるのかというのは別問題にして、やはり物差しは考えてほしいと思います。それは他と比べるときに、近隣であつたらそういうことは情報は出ていると思いますので、じゃスクールバスは除くよとか、建設費なんて当然なんですから、それは毎年あることでないですからその辺はやっぱり工夫してほしいと思います。

それから、町長、今のお話を聞いて、介護の費用で1人当たりで二十六万何千円と宮城県よりも高い、全国よりも高い。その高い要因として調べていけば、高齢化率は34.2%なんですけど、その中の認定率、要介護1から5までの方というんですかね、それが町内は16.6、県は17.9、国は18、これは何を物語っているかということなんですよ、この背景に。保健、医療、福祉ということで三位一体の全国にも先駆けて始めた事業ということで、これらを脈々とやってきた成果が誰かの手をかりなければ生活できなくなる。年をとれば、誰だって体は弱くなる、足腰だって弱くなるということなんですけれども、それでも人の手をかりないで生活できると思いますか、日常生活、自分で食べて自分で動ける。そういった方がよその町より多いというのは、やはりこれは町の誇れる姿でないのかなと思いますので、そういうのを町長としてどう受けとめて、先ほど私の質問の中で私のところにはまだ上がってきていない。だめですよ、それは。上げさせなさい、各課に指示して。30年の決算終わっているんですからその決算終わった時点でその決算が何を意味するのかということ、やはり町長としてきちんと把握して、じゃ来年度、どんなことをしていけばいいのかなというのがあなた自身の頭の中で考えてほしいと思いますよ。各課からまだ出てこないからじゃないんですよ、出させるんですよ、それは。それぐらいの意気込みでやってほしいと思います。

そうすれば、おのずと、さっき聖域なきという言葉を使いましたけれども、嫌な言葉ですね。ずるい。というのは聖域って何ですか、じゃ。教育のこと、老人の介護にかかるお金、ここまで踏み込むんですか。何のための町の仕事というのは。教育は涌谷の子どもたちの将来への投資です、これは。ここに手をつけてここを削るとか、あるいは老人介護、誰かの手をかりなきやない人のところに手をつける。それはないでしょうよ。だから、聖域なきじゃないんです。聖域なきじゃなくて、スクラップ・アンド・ビルドと言われて古い言葉ですけど、やられてきていないのが現実だと思います。

例えばそこに書いてましたけれども補助金、町で出している補助金、これは各団体と絶対面談すべきだと思います。担当課だけでだめ。担当課の中に財政担当も入れてもいいでしょう。本当にそこに出している補助金が町民のために活かされているか、誰のために使われているのか、しっかりと精査してください。

自分の恥を忍んで言いますけど、体育協会のスキークラブに所属しています。かつて子供たちもたくさん来ま

したし、バスも借りる、スキー行方にお金もかかるんですね。やっぱり親御さんの経済の支援がないとなかなかできないんです。本当にじり貧になっていって今はクラブとは名だけで仲間だけでスキーに行っている現状です。子供たちの指導もしていない、スキーの振興に役にも立っていない。でも、まだ補助金はいただいています。大変恥ずかしい話なんですけど、ただ、それは我がクラブだけでないと思います。だから、本当に自分たちの趣味のものだけになっていてそこにお金が投資されているのはおかしいことだと思いますし、自分も含めてこれはやめなきゃいけないねというのを仲間と話をしているんですけど、そういったのはほかにもあるんじゃないかなと思いますので、ぜひこれは調査、そして、各団体と面談していただきたいと思いますけどいかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 雄雄君） 今、聖域なきということで久議員の考えは承りましたけれども、聖域ないというのは、私は財政再建が第一義でございます。そういう公約で皆様の前にあらわれたわけでございますし、皆様方から推していただいたという実感を持っています。

そういった意味で、やはり聖域を持つてはならないというのが基本的な考えであろうと思います。その上であえて私の考えを申させていただければ、こういう厳しいときにこそ、人づくりであり、そのためには教育であり、それから私が議員になって以来、自分の信条としています、いわゆる地域医療といいますか、医療センターのシステム構想というのがあります。そういったものは私の基本中の基本でありますからそれはそれとして、まずは私が言っているのは、システム上、予算編成するときにはどの時点でどのような行動がとられるかという把握ができないのが自分自身が今悔しいところでございますが、そういったことがございますので、いつの時期にそれを把握したらいいのかなという、3月までお示しするときにはどのタイミングでこういったような予算編成がなされるかという、そのシステムがわからないので、その辺はちょっと久議員さんは現職の職員であったことでもありますのでわかっているから、もしかしたら今、急がなくてならないのかなという気持ちでおっしゃっていただいたのかと思っておりますが、私は折に触れて言っていることは、各課において、いわゆる事業を見るときにどのような事業をどのようなことでしなければならぬか、あるいはしたいか、そういったことから、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドという考えはないんですが、各課において町民の皆様にサービスするときに、何が一番各課において大事だか、あるいは今後、大事になってくるであろうと、そういうことをまず最優先して考えていただきたい。そうした場合、限られた予算の中でやるわけでございますから、（「議長、私、聞きたいのはそういうことでなくて」の声あり）（「後で担当課に」の声あり）（「後で担当課でないでしょう」の声あり）（「まずは町長に」の声あり）今の質問の前のことに対して答弁しています。

ですから、そういったようなことで、私は各課では限られた予算の中で、だったらどこを絞り込むか、あるいは場合によっては事業が廃止されるかということ各課において考えていただきたいということをしておりません。

その上でございますが、補助金、補助金というのは、やはりたった10万円でも今後の大きな展開が損なわれる、あるいは100万円であっても、もしかしたら大した効率が役目を果たしていないのではないかなと、そういうことは考えております。ですから、それは当事者に聞かなければわからないことでございますので、そういった意味では、やはり補助金においては非常に厳しいことにもなるかと思っておりますけれども、やはりそういった中でご理解をいただきながら、町全体として今の状況を何とか財政的に向上の方向に向かわせていただきたいなど、そ

のような考えは持っております。

○議長（大泉 治君） 実務担当の答弁は要らないですか、いい。9番。

○9番（久 勉君） 聞いたのは、補助団体と直接面談してやるべきだと、これチャンスなんですよ。今まで補助団体の顔が浮かぶと、なかなか執行部って、確かに金額の多い少ないじゃないんですよ。もらっているほうは既得権みたいなものなんですよ。それを減らされるというのは物すごい抵抗がありますし、何年か前に公衆衛生団体の補助金減らしたときもそうですしね、公衆衛生組合ですか、ですから、町がこういう大変なんだよと。だから、あなたたちやっている仕事どうなのと聞くチャンスです、これは。そして、これを精査するチャンスでもあるんですよ。また、この機会を逃したらだらだら行っちゃうんでないのかなと思います。

そして、私が言ったのは、すべきと思うのはやってくださいと、やるべきと言ったんですからやるかやらないかだけの返事でいいわけで、その前のだらだらだらだらした、だらだらと言うと失礼ですけど、その前の話は要らない。

最後にもう一つ聞きますけど、面談はやってくださいよ、これは必ず。

最後に聞きますけど、財政再建でどこを削っていくか、削るという言い方、おかしいんですけど、何か大切に何が大切でないのか、町民の福祉の向上、教育であれ、介護であれ、あるいは生活の質を落とすようなところを削るというのは、削るという言い方、おかしいんですけど、我慢してもらうというのはなかなかそれは、やっぱり手を入れるべきでないという言い方もおかしいですが、それが聖域なのかな。

ただ、単独事業、町単独の、補助、国の補助とか県の補助にもない単独事業、結局経常経費にお金がかかってなかなか単独というのは出てこないというのは常なんですけど、7%とか。ただ、そこを我慢して凍結しましょうというのが、やっぱり一番最初だと思います。何も約束しているわけでもないし、県からお金を、県の補助金とか国の制度でやらなければならないものなんですから町の単独の事業なんですから、町単独の建設事業は、ここ何年かは凍結しますでいいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 単独事業についてでございますが、質問を受けたことによりまして私なりに建設関係だけでございますけれども見ましたところ、やはり利益団体と見ますと、半分ぐらいの事業費となっております。

そういった中で、道路の維持補修等々に費やされているなということでもありますので、特に新規事業というのは、やはり今、実施できる状況にないという感じは持っております。ですから、単独事業というのは、本当に先ほど来の話がありましたけれども災害時の道路だったり、そういうことにはどうしてもということがあるかと思っておりますけれども、今の段階では実施できる状況にないという実感を持っております。

○議長（大泉 治君） 9番。

○9番（久 勉君） ずっと言われてきているんですけど、おらいの前の道路を何とかしてくれとか、あそこどうだとか、ある人は建設課に行くと、課長が私の顔を見ないとか、ある金しかないんだからできないことはできない、それはそうなんですけど、ただ、その意思決定が伝わっていないことが一番の不信感を招いているのかなと思いました。

これは凍結すべきと言っていてこういうことを言うのはおかしいかもしれませんが、さっき前の質問者の答弁の中に、町民との信頼関係ということは出てきたんですけど、町民との信頼関係をどうやって築くかというこ

となんですけど、毎回ここのところを直してください、ここが崩れているから補修してほしい、舗装道路に穴があいているから直してほしい、全然やってもらえないという話はたくさん聞きます。

何でそういうことを言われるのかなと思ったら、やっぱりいつやるかわからないということと、やってもらえないということが不信感にずっとつながっていつているのかなと。その決め方かなと思います。ですから、ちょっとお金はかからないけど労力はかかりますけど、それを決める機関みたいのをつくっちゃえばいいのかなと思いますね。例えば土木事務所の職員を入れるとか、それから業者でもいいですよ、町内の業者でもいいし、それと地元の区長さんとか入ってもいいから、苦情の来たのをひどい順序にランクづけしてそこをみんなで見て歩いて、やっぱりこれくらいのお金だったらことし、ここまでだよねというのを納得してもらえば、そしたら、うちよりひどいところあるんだな、だったらうち、我慢してもいいよねとか、そういうことがないから結局何回言っても、何年たっても変わらない、やってもらえないということになると思いますので、そういうことをすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 久議員さんおっしゃっているのは、まずは対話をしなさいということだと思いますので、対話してわかっていただける方とわかっていただけない方があるように思いますけど、それは根気よく、いわゆるお金がないときはどうするかというと、やはり気持ちを示すほかに何もないのかなと思っておりまして、それは努めて頑張らせていただきたいと思っております。私にとりましては、一日一生でございますから、そういった機会があれば、どんどんと町民のご理解を求めていきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 9番。

○9番（久 勉君） 町長、今の答弁の中でさ、お茶飲み話でないんだからわかってもらえる人とわかってもらえない人というって、それは町長の言葉でないですよ。だって、みんないろんなこと言って、ああ、わかってもらえないんだよねと済ませちゃうの。それはないでしょう、やっぱり。わかってもらおう努力をしなきゃいけないんですよ、努力を。結果はわかりません、それは。それは結果を見て、ああ、わかってもらえなかったのかなと思ったときに、じゃ、自分の説明が足りないんだなってあなたが反省しなきゃいけないことですよ。最初からわかってもらえる人ともらえない人がいるってそういう発想はやめてほしいな、やめてください。

さっき言った道路の問題一つにしても、やはりひどいところ、ここだったら我慢してもらうかもしれない、それはわかりませんよ。だから、それを並べて見る機関があれば、それは町民にわかりやすく説明できるのではないかなと思いますので、ぜひそれを実施してほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 大変申しわけないんです。なかなか町長としての自覚が持てないもので大変ご迷惑かけておりますが、やはり言わんとすることは十分わかっています。ですから、私は、このような性格でございますので言葉はそうでありますけれども、最善を尽くして、やはり今まで本当にご理解いただけなかった方というのは一生に1人か2人ぐらいしかいなかったはずでございますので、そういうことを仮定しながらしっかりと対話、対話は先ほどの3番議員にも言いましたけれども、こういうときだからこそ、大事だと心得ておりますのでそのように努めさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 次に、10番杉浦謙一君、登壇願います。

〔10番 杉浦謙一君登壇〕

○10番（杉浦謙一君） 10番杉浦でございます。通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

私、最初の項目であります国保病院につきまして、健全経営の考え方につきまして質問をいたします。

国保病院の経営状況について現在の経営の状況についてお聞きします。国保病院の、そして、健全経営に向けて2つまとめてしまっていますが、大友センター長にその考えを伺います。

○議長（大泉 治君） 大友センター長。

○町民医療福祉センター長（大友和夫君） 10番杉浦議員の一般質問にお答え申し上げます。

国保病院の経営状況についてですが、平成30年度において医師の退職や体調不良などにより大変厳しい状況であったことは、さきの議会でお示ししたとおりでございます。現在の状況といたしましては、非常勤整形外科医や内科医の招致に努めながら、東北大学、石巻赤十字病院など県内医療機関の応援医師で医療体制を確保して運営しております。7月からは、内科医師を2名常勤採用し、整形外科については週2回だった外来を10月から週4回、11月からは週5日の外来診療体制とし、さらに整形外科の入院も受け入れられる体制をとっております。

病床稼働率につきましては、平成30年度には65.8%だったところですが、令和元年7月には83.6%まで回復し、月ごとの上下はあるものの、10月までの実績で77.1%としております。

外来は1日平均患者数については、1日191.2人で厳しい状況は続いております。外来は整形外科外来の診療日数がふえましたので、今後に期待したいと考えております。

病院事業収益ですが、令和元年上半期、税抜きで5,800万円程度の増となっておりますので、単純計算ですが今年度は1億円ほどの増収は見込めるものと考えております。

健全経営化に向けての考えについてですが、新病院改革プラン及び経営健全化検討委員会の取り組み事項、そして、9月に財政再建計画に盛り込んだ中期経営計画に基づき健全経営に取り組んでまいります。引き続き常勤医師の確保に努めるほか、近隣病院との連携についても急性期や救急病院の患者さんが回復期になる際は涌谷町国保病院へ転院するよう促す仕組みづくりを進めております。

在職中の医師や看護師等についても、積極的に若手の登用を図り組織の活性化に取り組む考えでおります。

診療科のあり方についてもこれまでの実績を踏まえて検討し、効率的で住民に求められる医療を提供するよう取り組んでまいります。

常勤医師の不足はまだ続いておりますが、現在は病院改革の過渡期にあると認識し、収支不足などこの厳しい局面を乗り越えていくべく、病院職員全員で健全経営に向けなお一層の努力をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（大泉 治君） 10番。

○10番（杉浦謙一君） 答弁いただきまして、常勤医師の確保、そしてまた、現在、収支不足の状況があるという中で健全経営に向けての取り組み、センター長からの考えをいただきました。

ちょっと気になるのは、町民の皆さんが一般会計からの繰り入れを大分問題視されています。この中で気になるのは、一般会計からの繰り入れから交付税算定額を引いた金額が平成26年度では1,620万円でありました。その次の年の平成27年度は2億7,361万4,000円とかなりの桁と違いますか、はね上がるわけであります。この要因

は一体何であったのか。その以降、ずっと3億、2億でしたりするわけでありますけれども、この要因についてお聞きします。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（紺野 哲君） お答えします。病院事業への一般会計からの繰入金の話についてのご質問ですが、26年ころにちょっと政治的な判断もございまして、いわゆる基準外繰り出しの中で建物の償還金の負担分を、基準内ですと3分の2でしょうかね、基準があるんですが、それ以外の部分も一般会計のほうで見ることで経営健全に努めましょうという判断があったということと、あとは、それにもプラスしまして医師確保対策についても、しっかり自治体病院を抱える町として支えていこうというふうな当時の判断があったというふうなことで、その部分が繰入金の中に含まれているものでそこが金額的には高くなっているというふうな分析であります。終わります。

○議長（大泉 治君） 10番。

○10番（杉浦謙一君） そういった要因があつて建設改良とか医師確保に経費を費やし、その点、一定の努力はされていると思います。その点では、今後の医師確保についてが課題になるのかと思います。今後、東北薬科大学の医学生が卒業し地方にやってくるのではないかと期待する向きはあるのですが、そういった見通しを持っているのか、現状はどうか、その点もお聞きしたいと思います、医師確保について。

○議長（大泉 治君） 病院事務長。

○町民医療福祉センター病院事務長（吉名正彦君） それでは、医師確保についてお答えいたします。今、議員のほうから、東北医科薬科大学の学生について今後、どうなるかということだと思いますが、やはり1年に30人ずつ宮城県枠と申しますか、そういった方々が卒業されてくると思います。やはりその方々が県内の公立病院に就職ということになりますので、その学生のうちに研修に来ていただけるような体制をつくりたいと思っております。そのためにも12月からだったんですが、病院の中に教育研修センターというものを設置いたしており、そこで東北医科薬科大学を初め仙台医療センター、東北大学等の連携に当たりたいと考えております。

○議長（大泉 治君） 10番。

○10番（杉浦謙一君） そうしますと、今後、期待しているものかなと思っております。あくまでも、やはり医師確保、医学生対策とか、看護師の看護学生の時点の確保のための対策とか、そういう学生の時代からの対策、そういう点を確保していくことで人材を補うというようなことも一つ大事な、政策として大事なところかなと思っております。

今回の東北医科薬科大は、県というか、宮城県がそういった地方にという一つの目玉でもありますので、そういった点では学生の時代からこれも看護師も含めて少し検討すべきではないかと思いますが、その具体的な、これは後でいいですけど、そういった点で確保するためにも力を尽くしていただければと思っております。センター長はいかががでしょうか。

○議長（大泉 治君） センター長。

○町民医療福祉センター長（大友和夫君） 発足当時というか、創設当時はかなり自治医科大学との連携がうまくいってまして潤沢に医師は確保できたと聞いております。それで、そのつてがなくなってしまって今、手当たりばったりというか、行き当たりばったりで医師を探すと、そこに奔走するのに物すごい労力をかけていますの

で、先ほど事務長が言いましたように、例えば医科薬科大学の学生を学生のころから受け入れて、潤沢に卒業後、うちの病院に来ていただくというような体制をとろうというふうな枠組みを今、形成しているところでございます。

○議長（大泉 治君） 10番。

○10番（杉浦謙一君） その点でちょっと考えてもらいたいところが、古川市立病院、現在の大崎市民病院本院でありまして、古川、合併前、決して経営がいいという病院でもなく、評判がいいとも言われていなかったと聞いております。病院事業者としての努力があったのかと思っております。市議会のサポートもあったかと思えます。やはりそういった点では見習うべきものは見習う、勉強するものは勉強すると、そういった視点が特に大事なのではないかなと思っております。やっぱり経営努力という、これは職員全体のものだと思います。そういった点では、町民の皆さんは決して病院をなくせという話ではないと思えます。やはりその点では過去に受け入れてもらえなかったとか、見立てというか、夜間に別な病院に回されたとか、そういった話を伺います。その点では、やはり職員の皆さんの考え方、教育、そういった点も一つ大事なのかなと思っておりますが、センター長としてはどうお考えでしょうか。

○議長（大泉 治君） 大友センター長。

○町民医療福祉センター長（大友和夫君） 町民からの信頼というか、そのことは非常に大切だというふうに考えておりまして、今、職員、事あるごとに待遇等については改善するよという話をしております。若干なりとも改善されてきていると私は感じております。

それから、医師につきましては、見立てがどうのこうのとか、それから受け入れがどうのこうのという批判もありますけれども、今の体制が多分そうさせているんじゃないかと思えます。というのは、やっぱり応援医師とか、夜間でありまして、アルバイト的な医師を使わざるを得ないということで、何とかして常勤医師で固めるような体制を今つくろうとしておりますので、もうしばらく猶予をいただければというふうに思っております。

○議長（大泉 治君） 10番。

○10番（杉浦謙一君） その点ではセンター長の考えを聞きましたので、次の項目の町長に伺いますが、一つの風評被害みたいな感じになってはいますが、厚生労働省が発表した病院再編、統合の問題であります。9月26日に、これは町民のみならず、全国に多くの方にとっても衝撃を与えた報道でございました。全国424の公立、日赤などの病院について統廃合も含めた再編、検討することを求める病院名を公表いたしました。これを受けて県知事ですとか、大崎市長なども懸念の声をだされているようでありますけれども、このことについて町長のお考えを伺います。

○議長（大泉 治君） 町長。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 10番杉浦議員の一般質問にお答え申し上げます。

厚生労働省の病院再編リスト公表につきましては、定例会9月会議最終日の26日に再編検討が必要な病院に涌谷町国保病院が選ばれた旨を情報提供をさせていただきましたが、その日の夕方ころからテレビ、新聞等での報道が始まったようでございます。内容は、厚生労働省が全国424の病院に統廃合も含めた再編の検討を求め、病院名を公表したというものでございました。

報道を受け全国の自治体病院からは戸惑いと厚生労働省に説明を求める声が挙げられており、涌谷町国保病院でも大崎・栗原の地域医療構想の調整会議において、院長から詳細説明を求める働きをいたしております。

厚生労働省の発表と報道による影響は、先ほど質問者が言ったとおり、非常に大きく、病院が廃止になるのかといったような住民の不安の声や自治体病院では医師、看護師の確保にまで影響が広がるという事態になっております。どのようにすれば地域医療の存続が図られるかという思い悩み考えております最中であり、私自身も今回の公表に関しましては、憤りを感じており、拙速であったと感じざるを得ません。

当町の国保病院は、国策として進める地域包括医療ケアシステムを実践する病院でもあり、今回の公表は、国が地域の実情に配慮せずデータのみで一律に判断したものと受けとめております。

その後、厚生労働省では、趣旨がうまく伝わらなかったという各地域の説明会では釈明に追われているということ聞いております。

私といたしましては、今回の厚生労働省の再検証の要請に関しては、涌谷町国保病院が地域医療に果たす役割を再認識し、町民の皆様にも涌谷町国保病院の地域医療に果たす役割と自治体病院としての存在意義を再認識していただく契機になっていただければよいと、そのように捉えております。

涌谷町国保病院が町民の皆様方から信頼され、地域住民のホームドクターとして強い求心力のある病院となるよう、病院管理者である大友センター長を初めとする病院スタッフの皆様とともに、改善に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（大泉 治君） 10番。

○10番（杉浦謙一君） 町長の答弁をいただき、発表は拙速であるという答弁でありました。であって、今後、これがどうなっていくのかというのが見えてこないところであります。大事な病院であることはわかっているのですが、またタイミングの悪さというか、財政非常事態宣言を出して、後半の質問にもかぶってきますけれども非常にタイミングの悪い公表であったなと思っております。今後、どんなことが検討されるのか、もう少し具体的にお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 私から申し上げたいのは、病院のセンターでありますけれども、改革プラン、第1回目に作成いたしました。そのところでできなかったのは、相手がある各関係と病院との連携ということがございました。これは相手がある上に検討すらできない状態ではございました。そういった中で、いわゆる現場を知らないという方々が、どのようにして進めるかというさまざまな具体例も示さずにこういうことを求めるというのはいかなものかなと思っております。

私どもの病院は、ご案内のように、場所は大崎・栗原医療圏ということでございますけれども、今、病床稼働率を上げているその大きな原因としては、石巻日赤との連携がございます。そういった中で、このような体を割かれるような形を求められるというのは、地域医療構想の中でそれすらもしかしたら厚生労働省では実態把握をしていないのではないかなと、そのように感じておりますので、私どもとしては、当面は粛々と我が病院の改革をどうしていくかということに専念したいと思っております。

○議長（大泉 治君） 10番。

○10番（杉浦謙一君） 先ほどの答弁を聞いて私も納得しました。関連のある財政のほうに移ってまいりたいと思

いますのでよろしくお願いいたします。

財政非常事態宣言であります。平成30年度決算で決算の監査意見報告書が9月議会に出されまして説明を受けました。当町の財政状況は、楽観はできないが比較的安定していると報告されました。ここに代表もおられますが、そのまとめであります。こう書かれております。「非常事態宣言について財政分析指標の数値は芳しいとは言いがたいが、ほどほどと判断し、財政調整基金だけでは憂慮される状況であったと史料される。しかし、それだけであるようなマスメディアを使って全国的に宣言したことについてはいささか疑問に思う。あの時点では内部発表にとどめておくべくであったと史料される」ということで、私もその意見にはなるほどなと思って読ませていただいております。

ですが、この監査意見報告と非常事態宣言との違いがこの表現では顕著にあらわれているのではないかと思います。その点では町長はどう判断をされるのか、そこをお聞きいたします。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） ただいま決算監査意見との違いをどう捉えるかという質問でございますが、平成30年度の決算審査報告において、財政調整基金だけは憂慮される状況であるが、内部発表にとどめておくべきと史料されるとまとめられております。確かにそのような見方もあるかもしれません。率直に申し上げます。私も当時は質問者と同じように思いました。しかし、立場を変えて大橋前町長の思いを探ろうとしたときに、当時の大橋町長は早目の財政再建対策の必要性を感じ宣言の発表に至ったと、そのように捉えております。

したがいまして、私の使命といたしましては、やはり前の町長の意思を受けて涌谷町の財政状況を早く正常な状態に戻し、宣言を解除することと考えております。町の財政基盤を安定させ町民の皆様とともに町を発展させることと考えておりますので、財政の建て直しにつきましては、皆様方のご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 10番。

○10番（杉浦 謙一君） 2回目の質問をすると、前者にかぶってしまうので、見直すものは見直し、そして、維持しなければいけないものは継続するという考えを私も持っております。その点では、非常事態宣言が一つのチャンスというか、機会になったのかなと思っております。

その点で、黄金山町有地整備事業について触れておきたいと思いますが、償還が今後、見込まれると思います。町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 黄金山工業団地整備事業におきます貸付金ということでございますが、平成27年度に宮城県から4億円の貸し付けを受けております。平成29年度に区画の一部売却による繰り上げ償還を行っております。しかし、残額については令和2年度が償還期限となっております。ご質問のとおり、現在の逼迫した財政状況においては、当初計画の償還準備金を積み立てるための財源確保にただいま苦慮しているところでございます。そのような状況であることから、県に対しましては、当町の現状をご理解いただいた上で償還期限の延長についてご相談をさせていただいております。

なお、工業団地の残区画につきましては、現時点で進出する企業の予定はございませんが、早期に完売できるようにただいま積極的に企業誘致に邁進しているところでございます。

○議長（大泉 治君） 10番。

○10番（杉浦謙一君） この事業は、平成30年度は8,100万円を減債基金積み立てをすると。町有地を造成して誘致企業に購入をしてもらうという、簡単に言うとそういう事業だと思いますが、最終的には若者定住と町民の職場の確保を目的としてこの町有地整備事業があると思うんですけども、造成して購入してもらうということで採算の合うものじゃないなと思っておりますが、先ほど言った若者定住の観点ではこの事業目的、最終的な目的はどういった目的だったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 今、質問者がおっしゃいましたけれども、私も当時、同じ議員として受けとめたのは、やはり物づくり産業の誘致を願っているというさきの町長の話聞いておりますので、そういった中で何とか若者定住促進、そして、人口の増加、所得の向上というものを願っていると。町にとりましても、あの場所に企業誘致で来ていただくことによってそこから上がる法人事業税、あるいはその前に償却、資産償却税、そういったようなものも見込んでいたのかなと思っております。現在、企業誘致につきましては、そういったような歳入の部分、あるいは先ほど久議員さん言いました効果というものを十分に関係各課で練って、やはりその上で前に進むという手法が大事なのかなと今、思っているところでございます。

○議長（大泉 治君） 10番。

○10番（杉浦謙一君） 結局のところ、投資をして償還をしなければいけない。効果は明らかに、1社は来ておりますけれども投資した分の効果が今のところ、目的に見られないというのが率直な感想ではないのかなと思うんですけど、町長、いかがですか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 私も率直にそのように効果が出ないということでもあります。そういう中であっても、やはりあの工業団地ができていますのでございますので、これはしっかりと企業誘致に向けて取り組まなければならないということでございますので、何とか形の中で、この前も企業さんにおじゃましましたけれども、私どもの目的を行っただけでその目的というのはわかっていただくので、辛抱強く、本題にはあえて入らないでどれくらいの時間をおもてなしをいただいたかということも視野に入れながら次の感触を確かめたいと、そのような形で頑張っているところでございますので、やはり率直に言いましてリスクのあることには十分な準備が必要だなということは痛感しております。

○議長（大泉 治君） 10番。

○10番（杉浦謙一君） 時間も限られております。黄金山町有地整備事業、先ほど答弁いただきましたので、次の3番目の特別会計であります。基本的に安定している事業でありまして、水道事業会計、そして、国民健康保険特別会計であります。前回一般質問でも県から買う水、受水費が約10%下がるんだと。県内でも一番下がるんだという質問をしております。その点では、水道料金は下がる可能性はあると思います。そしてまた、国民健康保険特別会計ですが、国保財調、財政調整基金残高を見まして今回は4億6,028万9,000円の現在高があるわけですが、国保税の引き下げは可能ではないかと思いますが、この2つの会計の考え方、町長の考えを伺います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） いわゆる財政的に安定している事業としての水道料金の引き下げ、国保税の引き下げの考

えはという質問でございますが、前にも申し上げましたとおり、水道事業を取り巻く環境は、人口減少、収入の減少及び水道施設更新事業等による支出の増大、積立金の資金の減少、今後、そのようなことがますます厳しくなることが予想されております。経営状況は、平成30年度決算で、経営は安定していると言えると思いますが、キャッシュフロー計算では資金が減少しております。今後もこのような経営状況が続くものと考えております。

涌谷町の水道事業は事業規模が小さいため収支変動の影響を受けやすく、安定した事業継続には事業規模に見合う資本、現金が必要であると考えていますから、中期経営計画などに変更を及ぼす事態がない限り、水道料金の改定を考へることはないという認識を持っております。したがって、現段階の水道料金の引き下げは考へておりませんので、ご理解をお願い申し上げます。

また、国民健康保険税の引き下げについてでございますが、当町の国保税につきましては、平成18年から実質的に税率改正をしていないところでございます。また、平成29年度、涌谷町の国保税1人当たりの調定額は8万7,532円となっており、県内35市町村中、28番目という低い状況でございます。平成30年度からは都道府県単位化として県が財政運営の責任主体となり安定的な国保運営を行ってきておりますが、現在、県では保険税の水準の統一に向け検討を進めているところでございます。県内統一水準となりますと、当町では現在の水準以上になることが予想されますので、このことから、税率改正に当たっては、県が財政運営の主体となったことへの影響、あるいは本年10月から消費税の引き上げによる診療報酬や薬価の改定、さらに高齢化に伴う医療費の増加など懸念される要因が多いということでございますので、税率については据え置きにしているところでございます。当面、下げる考へはないと認識しております。

なお、引き続き滞納対策や特定健診等の保健事業、あるいは医療費適正化事業を実施して国保会計の健全化には努めていきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 10番。

○10番（杉浦謙一君） 水道事業会計であります。受水費、これは5年ごと改定になります。前々回、平成22年度に引き下げを当町は行っております。受水費が今回約10%も下がるというのは、基本料金、そして、使用料金、合わせてトータルで約10%下がるというのはまれな話でございます。その点では、10%下げろと言っているわけではなくて、幾らでもその分を何%か町民の皆様へ還元をするというのは大事な事業なのではないかと思っております。

そしてまた、水道料金の引き下げについては、その認識ですね、今回消費税も上がって基本料金も利用料金も上がったわけではないんですが消費税の分が料金としては上乗せされているわけですから、その点では何となく上がったような感じにはなるんですが、その分でも還元をするという考へも一つの手ではないかと思ひます。ま、水道料金について伺ひます。

○議長（大泉 治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） お答えいたします。まず、県からの受水費が10%程度下がるというお話でございますが、恐らく令和2年度からの県の受水費の見直しによるということでございますが、パーセンテージを10%とおっしゃっていますけれど10%までは下がっておりません。というのは、中身が今回受水費を金額を下げるのではなくて、基本料金を引き下げて重量料金、実際に使う水の料金、それを引き上げております。このため、片一方は基本料金は下がるものの、受水料金は上がるということでその影響がどのように出てくるかということに

なります。

これまでのシミュレーションであれば、金額的には何%か下がると、涌谷町は下がるものではあるとは認識をいたしております。それらがまだ見えておりませんので、その辺は、やはり県のほうの状況を判断した上でその辺は考えたいと思うとともに、幾らかでも当然、下がるものであれば下げたいところなんですが、涌谷町の事業規模、それが大分小さいところがございます。そのため、さっき町長が申したとおり、収支の変動を受けやすいということで、人口が減少している状況、それから節水器具等によって使用水量が減っている状況で、今年度の上半期を見ましても大分受水料金の収入が減ってくるものというふうになっておりますし、実際にそのような形になっておりますので、そういったところも捉えながら長期的な視点で料金のほうは考えてまいりたいということでございます。終わります。

○議長（大泉 治君） 10番。

○10番（杉浦謙一君） 契約というか、5年ごとですから、この受水費の金額が基本料金、利用料金がいずれ来年度から5年間はそういう改定となるわけですから引き続き長期的に見ていただければと思いますが、次に、国保財調でありますけれども、先ほど4億6,028万9,000円現在高というふうになっておりまして、以前と比べればこれまでになかった金額であるかなと思っております。国保会計は、約8,200万円ほど黒字にし、この財調の金額にはなっておりますが、その点では安定しているんじゃないかなと思っております。県の国保税の税率は一本化するというふうになっておりますけれども、時期的にはまだまだ先のそう簡単には一本化できるような状況ではないというのが県の話だと思えます。その点ではさらに来年度、財調が積み増しするという事になれば、幾ら県内でも28番目という話をしていましたけれどもそれは違うのではないかと。やっぱり所得にかかってくる税率でありますからその点ではもう少し考えていけばと思います。町民に還元すること、使いやすい税率にしていく、均等割、平等割の引き下げも検討すべきだと思いますが、この財調、今までになかった金額だと思いますけどいかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） 確かに議員おっしゃられるとおり、今までになく財政調整基金の残高の部分についてはあるというふうな認識でおります。ただし、財調が積み立てられたという一つの大きい要因が、実は国の施策のほうで東日本大震災による影響額、医療への影響額というものがございましてそれに対する特別調整交付金が平成30年度、6,365万円ほど交付を受けております。東日本大震災影響額として。東日本大震災から早9年がたとうとしておりまして、この影響額の部分もそろそろ国のほうでは終結する考えも我々事務レベルでは聞いているところです。

そうした場合にこの6,300万円の財源がなくなった場合、果たしてどうということが生じるかという、1人当たり、大体6,300万円、今現在被保険者数が4,440人ほどですので大体1万4,000円ぐらいの特別調整交付金として今、国から交付をされているというところでありまして、仮にこれがなくなった場合は、財政調整基金での調整が順次出てくるというところと、あと先ほど議員がおっしゃいました国保料金の県内の統一化、大体ロードマップの中では令和6年ぐらいを目指そうかという今、事務レベルの提案を受けているところがございます。令和6年、これから5年後をシミュレーションされているところがございますので、そうした場合、先ほど28番目の税金、いわゆる県平均よりも下がっているというふうなことを考えた場合に、この特別調整交付金がなくなる、

並びに県の統一化に向けて税金を上げなければならないというふうなことを考えると、先ほど町長が述べたように、やはり下げる要因の部分については見当たらないのではないかという回答になるかと思えます。

○議長（大泉 治君） 10番。

○10番（杉浦謙一君） 4番目の質問項目に移りますが、財政再建計画、策定されました。いずれ見直しをする時期というのはあると思えます。その点の町長の考えをお聞かせいたします。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 財政再建計画の内容につきましては、やはりおっしゃいますとおり、随時見直し、そして、さまざまな追加、あるいは検討していくこととしておりますので、令和元年度の結果を踏まえ令和2年度には何らかの見直しが必要となってくるだろうと考えております。そして、見直しの際にはできるだけ上方修正になるように努力して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大泉 治君） 10番。

○10番（杉浦謙一君） 3月1日発行の広報わくや、涌谷町財政非常事態宣言が掲載されています。この中で平成30年度、財政調整基金残高2億8,432万6,000円と表の中にあります。平成33年度、令和3年度では基金がなくなりマイナス424万5,000円とあります。しかし、平成30年度決算、この残高は6億3,899万9,000円でありました。その差、3億5,467万3,000円、基金が枯渇するという説明はできなくなるのではないかと思います。これは毎年、510万円ほどの積み立てが積み増しするというふうな表になっているからであって、そうすると、だんだん財政調整基金の枯渇が先送りされるというふうな、毎年、こういう状況になるのではないかと思います。令和2年の決算ではまた財政調整基金の枯渇が先送りされる。それは毎年、510万円の表現があるからであると思えます。そういった点で町長はいかがでしょう。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 財政再建では、やはり再建計画をお示ししましたように、どのようなことにも対応できるように財政調整基金をふやすことはあっても減らすことはしないという形で頑張っているところでございます。

30年度につきましては、確かに心配なところがございましたけれども、3億5,000万円と言いましたが、その中では税収の増加がございました。1月30日現在以降の状況でありますけれども、年度末までは税収の増加がございました。それから特例交付金、地方特例交付金がございました、6,000万円だったかあります。そのほかにもう一つ大きな要因でございまして、病院への一般会計から申し上げますと繰り出し、病院からは申し上げますと一時借入れありましたが、それを繰出金ではなくて一時貸し出し、借り入れに変えたと、そのようなことで3億5,000万円というものが発生したように私は捉えています。

ですから、もしあのときにそのまま2億5,000万円程度であったときは、2億8,000万円程度ありましたけれども、それが今回の水害対応のときに2億を直ちに取り崩して初期対応しましたけれども、本当に心配な状態になっている。そういう実感を持っております。やはり楽観視しないで行政を預かる者としては、そのような形の中で思ったより財政調整基金が伸びたと言われるように、そのことに邁進してまいりたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 財政再建対策室長。

○総務課財政再建対策室参事兼室長（今野博行君） 今、町長のほうからお話しありましたが、事務的な話でお話しさせていただきます。

平成30年度、宣言のときと、それから実際の決算で基金のほうの数字が違うんじゃないかというお話でした。今、町長からもお話がありました。約で言いますと、3億5,000万円ほどの乖離があると。そのうち、2億円は病院、それから7,000万円は町税の増額、それから特別交付税の増額で8,000万円ということで合わせて3億5,000万円、宣言の時点ではそちらを把握できなかったということと、あと、基金の枯渇するのが先延ばしというんですかね、繰り延べになっていくんじゃないかという話ですが、枯渇はしないということで計画のほうはつくっておりますので、そのあたりは枯渇はしないでやっていくという計画ということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

以上で一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は2時55分といたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時55分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

◇

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第4、議案第78号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雄君） 議案78号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年5月17日に交付された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法令が、令和2年4月1日から施行され、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償を定めるため、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺 信明君） それでは、議案書1ページをお開き願います。

議案第78号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例でございます。

本案につきましては、ただいま町長の提案理由で申し上げましたとおり、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い本条例を制定するものでございます。

定例会資料1ページをお開き願いたいと思います。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の概要でございます。法改正のポイントとしましては、地方公務員法の改正では、中ごろにあります(1)の特別職の任用と臨時的任用の厳格化であります。

①にありますように、これまでは通常の事務職員であっても特別職として任用されている例が他市町で多く見受けられていたということで、制度が本来想定する専門的な知識、経験等に基づき助言、調査等を行うものに厳格するというものでございます。

②の臨時的任用につきましては、常勤職員に欠員が生じたときに任用する職員と厳格化されました。

(2)は一般職の非常勤職員の任用等に関する制度を明確化するというもので、これまで一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員に関する規定を設けて明確化するというものでございます。

下の2の地方自治法の改正では、会計年度任用職員について期末手当の支給が可能となるよう規定の整備がされたものでございます。

次のページを見ていただきたいと思いますが、常勤職員と臨時、非常勤職員との関係でございます。公務員は①の一般職と②の特別職に区分けされるわけですが、そのうち、一般職の職員はこの表にありますとおり、常時勤務を要する職と右肩にあります非常勤の職に分けられます。常時勤務を要する職には、任期の定めのない常勤職員、私たちのような正職員と次の議案第80号に上程しておりますが、任期付職員、それから再任用職員が常時勤務を要する職とされております。③の臨時的任用職員は、先ほど説明いたしました、常勤職員に欠員が生じたときに任用される職員であります。非常勤の職といたしましては、今回整理されました会計年度任用職員としてフルタイムの職員とパートタイムの職員、それから従事する業務の性質として常時勤務を要する職と同様の業務なんですけれども、勤務する時間が短いもので、任期付短時間職員と再任用短時間職員とがございまして、

これまで当町におきましても臨時職員ですとか嘱託職員というふうに言っておりましたが、こういった方々は今後、会計年度任用職員、あるいは任期付職員に移行することになります。

次のページを見ていただきたいと思いますが、条例の各条で規定しております内容について簡略にしたものでございますので、この表で説明させていただきます。

第1章は第1条から第3条までを総則として載せております。

第1条は趣旨規定でございまして、地方公務員法及び地方自治法の規定に基づき会計年度任用職員の給与及び費用弁償を定めるとしたものでございます。

第2条は定義でございまして、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の用語の意義について規定したものでございます。

第3条は、会計年度任用職員の給与についての規定で、給与の種類及び支払い方法を規定しております。

第4条から第19条までは、第2章としましてフルタイム会計年度任用職員の給与について規定したものでございます。

第4条は、給料の規定で一般職員に準じ、給与条例の給料表を適用するとしたものでございます。

第5条は、職務の級の規定でして、職員の職務は給与条例に規定する職務の級に分類し、職務内容は等級別基準職務表によるものとしたものでございます。

別表につきましては議案書の13ページ、14ページを後ほどごらんいただきたいと思います。

第6条は、給料の号俸ですが、新たにフルタイム会計年度任用職員となった者の号俸は、規則で定めるとしたものでございます。

第7条の給与の支給方法、第8条の初任給調整手当、第9条の地域手当、第10条の通勤手当については、給与条例を準用するものです。

第11条の時間外勤務手当、第12条の休日勤務手当、第13条の夜間勤務手当につきましては、給与条例の準用と読みかえについて規定したものでございます。

第14条の宿日直手当につきましても給与条例を準用するとしてのものでございます。

第15条は手当の額を算定する場合の端数処理について規定したものです。

第16条は基本手当の支給に関する規定ですが、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当について、給与条例を準用することと期間の算定について規定したものでございます。

第17条は特殊勤務手当についての規定ですが、特殊勤務手当条例を準用するとしてのものでございます。

第18条は勤務1時間当たりの給与額の算出方法についての規定でございます。

第19条は給与の減額についての規定で、勤務しない場合の給与額の減額について規定したものです。

第20条から第30条までは、第3章といたしましてパートタイム会計年度任用職員の給与についての規定でございます。

第20条はパートタイム会計年度任用職員の報酬についての規定でございます。フルタイムの会計年度任用職員には給与の支給が地方自治法の改正でできるようになりましたが、非常勤の職員には報酬を支払うとされておりますことから、月額、日額、時間額のパートタイム会計年度任用職員の報酬について算定方法を規定したものでございます。

第21条は特殊勤務手当に係る報酬で、職員の特殊勤務手当に関する条例を準用するものでございます。

第22条の時間外勤務に係る報酬、第23条の休日勤務に係る報酬、第24条の夜間勤務に係る報酬については、フルタイムと同様にそれぞれ算定方法を規定したものでございます。

第25条は宿日直勤務に係る報酬額について規定したものです。

第26条は報酬の額を算定する場合の端数処理について規定したものととなっております。

第27条は期末手当に関する規定で、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当について給与条例を準用することと、期間算定について規定したものととなっております。

第28条は報酬の計算期間及び支払い期日について規定したもので、支払い期日については規則で規定するとしてのものでございます。

第29条は勤務1時間当たりの報酬額について算定方法を規定したものでございます。

第30条は報酬の減額についての規定で、勤務しない場合の報酬の減額について規定したものでございます。

次の第31条及び第32条は、第4章といたしましてパートタイム会計年度任用職員の費用弁償について規定したもので、第31条につきましては、通勤に係る費用弁償として給与条例の通勤手当の支給要件に該当するパートタイム会計年度任用職員について、通勤に係る費用弁償を支給するものでございます。

第32条は公務のための旅行について、職員の旅費に関する条例に準じ費用弁償を支給するとしてのものでござい

ます。

第33条は町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、任命権者が別に定めるとしたものでございます。

第34条は規則への委任規定となっております。

それでは、議案書の13ページをお開き願います。

附則でございまして、第1項は施行期日で、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

第2項及び第3項は、令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例といたしまして、令和2年度の期末手当の支給率を100分の130を100分の65とし、令和3年度は100分の97.5とし、令和4年度には正職員と同じ100分の130と段階的に支給率をふやす特例規定となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 9月に一般質問した条例ですので、しっかりと該当職員あるいはそういう方々に説明をお願いしたいと思います。

質問は、14ページ、別表について5条関係お伺いします。議案書の14ページ。そのウの医療職給料表（2）の部分でございますけど、栄養士の職務ということで1級とランクづけされています。それで、2級としては困難な業務を行う栄養士の職務ということですが、管理栄養士が入っていないその理由をお伺いします。

（「ちょっと時間ください」の声あり）

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時13分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開します。

総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） ただいまの質問で管理栄養士をなぜ載せていなかったのかということですが、国保病院の事業管理規程の中では管理栄養士という職を置くような職は規定はしてございますけれども、おおもとなる給与条例、それから初任給、昇格のほうの職務分類表の中では栄養士ということで、第2級のほうは困難な業務を行う栄養士の職務ということで管理栄養士も含まれるというふうな内容になっていますので、こちらのほうを運用したということでございます。

○議長（大泉 治君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 栄養士の中に管理栄養士が入るという解釈だということの説明だと思うんですけど、どちらかというと、行政だと管理栄養士、資格そのものも当然、違うわけですし、管理栄養士の職務は当然、栄養士はできないわけなのでそこは明確化しておいたほうがよろしいかと私は思うんですけども、県あるいは国でも同じような条例をつくるんだと思うんですけども、その辺も参考にされたいかがかと思うんですが、ど

うでしょうか、その辺は。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 通常の栄養士を雇用するか、それから管理栄養士を雇用するかということになるかと思いますが、採用する際に給料を検討する際には管理栄養士であれば、当然、栄養士とは別ということで考えられますので、そこのところを気をつけて任用していきたいと考えております。

○議長（大泉 治君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） そうであれば、2級の困難な業務を行う栄養士の職務とありますけれども、ここには管理栄養士が入ると理解してよろしいのでしょうか。（「はい」の声あり）

○議長（大泉 治君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第78号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第5、議案第79号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案79号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成29年5月17日に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係条例の一部を改正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 議案第79号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

議案書15ページをお開き願ひます。

本案は、ただいま町長の提案理由で申し上げましたとおり、地方公務員法等の改正により来年度から会計年度任用職員制度が導入されるに当たりまして、9つの関係条例の一部改正を行うものでございます。

新旧対照表で説明いたしますので新旧対照表1ページをお開き願います。

第1条関係といたしまして涌谷町職員定数条例の一部改正でして、第4条の定数外職員の規定でこれまでの第2号の臨時に雇用される職員が、改正法におきまして、常勤職員に欠員が生じた場合に任用される職員のみが臨時的に任用職員と明確にされたことから、改めるものでございます。

第2条関係の涌谷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正につきましては、第3条の報告事項におきまして報告の必要な職員を規定しておりますが、非常勤職員のうち、再任用短時間勤務職員及びフルタイムの会計年度任用職員は公表の対象となり、臨時的任用職員とパートタイム会計年度任用職員は公表の対象から外れるという内容となっております。

次のページ、2ページでございます。

第3条関係は、涌谷町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正ですが、第3条休職の効果の規定に第4項として会計年度任用職員の休職の期間の規定を追加するものでございます。

第4条関係は、涌谷町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正ですが、第3条の減給の効果の規定にパートタイム会計年度任用職員の減給についての規定を追加するものでございます。

次のページ、5ページでございますが、第5条関係、涌谷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正ですが、第19条で非常勤職員の勤務時間、休暇等について規定しておりましたが、会計年度任用職員の規定に改めるものでございます。

第6条関係は、涌谷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正ですけれども、第7条におきましては、勤勉手当の支給を受けられる育児休業をしている職員から会計年度任用職員を除くという規定になってございます。

第8条は、育児休業した職員の職場復帰後における号俸の調整ですが、このことについても会計年度任用職員を除くという規定になっております。

次のページ、4ページをお開き願います。

第17条の改正でございますが、これはさきの第7条の改正で地方公務員法の制定年、それから法律番号を規定いたしましたので、ここからは削除するものでございます。

第19条は部分休業に係る給与の減額に係る規定ですが、第2項として会計年度任用職員が部分休業を受ける場合の給与の減額についての規定を追加するものでございます。

次のページでございます。第7条関係でございますが、議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正でございます。フルタイム会計年度任用職員が常勤職員と同様に給料、手当等の支給対象となりましたことから、給料を支給される職員の補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする規定を加えるものでございます。

次のページ、6ページをお願いいたします。

第8条関係ですけれども、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、9ページをお開き願います。

今回の地方公務員法の改正で特別職にあつては対象となるものの要件が厳格化されましたことから、その対象

から外れることとなります社会教育指導員、10ページにあります消費生活相談員を削るものでございます。

9ページが一番下にあります障害支援区分認定審査会委員につきましては、名称の変更となるものでございます。

今回削除いたします社会教育指導員及び消費生活相談員につきましては会計年度任用職員に移行するものでございます。

次のページ、10ページをお開き願いたいと思います。

第9条関係でございますが、涌谷町職員等の旅費に関する条例の一部改正ですが、第2条第1項第1号の職員の定義にフルタイム会計年度任用職員を加えるものでございます。

それでは、議案書の17ページをお開き願います。

施行期日でございますが、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

第2項につきましては、第7条の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第6、議案第80号 涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案80号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し、必要な事項を定めるため条例を制定いたそうとするもので

ございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 議案第80号 涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例でございます。議案書19ページをお開き願います。

本案につきましては、会計年度任用職員制度が令和2年度から導入されることに合わせ、専門的な知識経験、またはすぐれた識見を有する者の採用など多様な人材の活用を図るため、平成14年に制定されました地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例について定めるものでございます。

定例会資料で説明いたしますので4ページをお開き願います。

4ページの左側に地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の概要について載せております。この内容に沿って条例を作成しておりますが、右側にありますが、各条で規定しております内容となっております。簡略にしたものでございますけれども、これで説明をさせていただきます。

第1条につきましては、趣旨としまして、この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法に基づき任期を定めた採用及び給与の特例について必要事項を定めるとしたものでございます。

第2条につきましては、職員の任期を定めた採用としまして、第1項で高度の専門的な知識経験、またはすぐれた識見を有する者を一定の期間、任期を定めて採用することができるとしたもので、第2項につきましては、第1項以外の専門的な知識を有する者の採用についての規定となっております。ここで言う高度な専門的な知識経験を有する者というのは、行政内部では得がたいような特定の専門分野における高い専門性や実務を通じて得た経験を有する者をいい、先行している市町村では、公認会計士でありますとか弁護士、あるいは医師などがこれに充てているようでございます。

第3条につきましては、一定期間内に終了することが見込まれる業務ですとか、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事させることが必要な場合には、任期を定めて採用することができるものと規定したものでございます。

第4条につきましては、短時間勤務職員の採用について規定したもので、第1項は第3条第1項に規定する業務に短時間再任用職員を採用することができるとしたもので、第2項は住民サービスの充実を図るための採用、第3項は就学、介護、育児休暇による部分休業を取得する職員の業務の代替として採用する場合について規定したものでございます。

第3条及び第4条の規定に基づく任期付職員の任用事例を見ますと、看護師でありますとか、保健師、幼稚園教諭や保育士、それから国勢調査業務、地籍調査業務など多岐にわたり任用しているようでございます。

第5条は任期の特例について規定したもので、第2条第1項以外の任期付職員の任期は3年以内とされておりますが、法において3年を超える任期を定める必要がある場合は、条例で定めるとされておりますことから、任期の特例として5年の任期にすることができるよう規定したものでございます。

第6条では任期付職員の任期を更新する場合は、当該職員の同意を得なければならないと規定したものでござ

います。

第7条は、給与の特例について規定したもので、第2条第1項の高度の専門的な知識、経験を有するもの、特定任期付職員といますが、その職員の給料を定めたものでございます。また、ここには記載しておりませんが、この条の第4項におきましては、特定任期付職員には期末勤勉手当が支給されないかわりに特定任期付職員業務手当というものを支給することができるとしております。

第8条は給与条例の適用除外について規定したもので、第2条第1項に規定する特定任期付職員の給与条例の適用除外及び読みかえ規定について規定したものでございます。

第9条につきましては、任期付職員の給与の特例を規定したもので、特定任期付職員以外の任期付職員の給料月額、給与条例の再任用職員の給料に準ずるとしたものでございます。

第10条は任期付短時間勤務職員の給料月額の算定方法及び端数処理について規定したものでございます。

第11条は給与条例の適用除外の規定でございまして、第2条第1項に規定する特定任期付職員以外の任期付職員の給与条例の適用除外及び読みかえ規定について規定しております。

第12条については委任規定となっております。

議案書の23ページをごらんください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 21ページ、7条関係、それから22ページの9条関係でお伺いしますけれども、この中に企業職員である職員を除くというところがございますけれども、企業職員の給与の特例はどのようになるのか、その辺、お聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 企業職員の給与に関しましては、職員の給与と同様にそれぞれの企業会計の規定の中で任期付職員の条例を適用するというふうな形で規定されるものと考えております。

○議長（大泉 治君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） そうすると、公営企業のほう、病院会計なり企業会計のほうで新たに条例をつくるというのを考えているのでしょうか。除くのか、意味合いがいまひとつ理解できないんですが。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 9条の職員の給与条例につきましても、特段……。〔「病院の先生も含まれる」の声あり〕〔「確認させてもらっていいですか」の声あり〕

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時40分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 大変失礼いたしました。

病院事業の職員につきましては、給与に関する規定のほうで規定されておりますので、病院のほうの規定で、こちらの町長のほうでつくった職員の給与に関する条例の例によるというふうな形で規定されておりますので、それと同じような形でこの任期付職員についても適用させるような形で規定されるというふうなことになると思います。

○議長（大泉 治君） 6番。

○6番（只野 順君） 今の議案80号の第2条で高度な専門の知識の経験者ということで公認会計士、弁護士、医師というすぐれた見識を持った者を採用するときの条例でございますけれども、そのほかに病院関係で医師以外等々を採用するということはあり得るんですかね、この条例の中で。一般職で。

○議長（大泉 治君） 質問の中身がちょっと理解できないんですが。

○6番（只野 順君） 一般職の、じゃ、変えますけれども、弁護士、公認会計士という形の見識を持った方が、この条例で今後、どういうところに採用する予定なんでしょうか。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） あくまでもこの条例を先行してつくった市町では、そういった方々を任用しているということであって、涌谷町がこの方々を採用するというものではありませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号 涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第80号 涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例は原案のとおり可決されました。

ここで時間を1時間延長しておきます。



◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第7、議案第81号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雄君） 議案第81号の提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年8月7日に人事院勧告が行われ、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が令和元年11月22日に公布されましたことに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

主な内容といたしましては、期末手当を0.05月分引き上げる改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺 信明君） それでは、議案第81号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書24ページ、新旧対照表は11ページになります。

本案につきましては、ただいま町長の提案理由にもありましたように、令和元年8月7日の人事院勧告に基づき、町長等の特別職の期末手当の支給率を0.05月分引き上げようとするものでございます。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので11ページをごらんください。

第1条関係でございますが、条例第4条では、手当等の額について規定されております。町長等の期末手当の支給率の12月分の支給分を100分の167.5から100分の172.5に0.05月分引き上げるものでございます。

次の第2条関係ですが、ここでは令和2年度以降の支給率の取り扱いについて規定したもので、令和2年度の支給につきましては、引き上げ後の年間支給率3.4月分を6月、12月とも100分の170と同じ支給率にしようとするものでございます。

議案書24ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の関係は令和2年4月1日から施行するとしたものでございます。

第2項につきましては、第1条の改正規定は賞与の基準日となる令和元年12月1日から適用するとしたものでございまして、第3項におきましては、給与等の内払いについての規定でございます。説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第8、議案第82号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案82号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和元年8月7日に人事院勧告が行われ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年11月22日に公布されましたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

主な内容としましては、民間給与との格差を解消するため、初任給及び若年層の俸給月額を平均で0.1%引き上げ、一般職の勤勉手当について0.05月分の引き上げを行うものでございます。

また、国の基準に準じ住居手当の引き上げについて改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺 信明君） それでは、議案第82号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書は25ページでございます。

本案につきましても、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が改正されたことに伴いまして、涌谷町職員の給与条例の一部改正を行うものでございます。

新旧対照表で説明いたします。12ページをお開き願います。

第20条第2項第1号の規定でございますが、一般職員の勤勉手当の支給割合の規定でございます。12月の支給率を100分の92.5から100分の97.5に0.05月分引き上げるものでございます。

次の13ページの別表第1の行政職給料表から37ページの表は、給料表の改定でございます。

38ページをお開き願います。

第2条関係で令和2年4月1日から施行される分でございます。

第11条の3、住居手当の改正でございますが、第1項におきましては、手当の支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から4,000円引き上げ1万6,000円とし、第2項につきましては住居手当の算定方法を規定しているところですが、1号アにおいては2万3,000円以下の家賃を支払っている職員の手当を2万7,000円以下の家賃を支払っている職員に改め、イにおきましては、2万7,000円を超える家賃を支払っている職員の手当の算定方法と手当の上限額を2万7,000円から2万8,000円に1,000円引き上げる改正でございます。

39ページでございます。第20条勤勉手当の改正ですが、令和元年12月期の0.05月分の引き上げを令和2年度以降におきましては、6月、12月の支給割合に振り分けまして、それぞれ100分の95と同じ支給率に改めるものでございます。

次のページ、40ページをお開き願います。

第22条で改正前は臨時または非常勤職員の給与について規定しておりましたが、来年度から会計年度任用職員

制度が導入されますことから今回改正するものでございます。

第23条の2は、単純労務職の給与の種類及び基準についての規定ですが、第4項で規定しておりました臨時、または非常勤職員の規定について第22条と同様に会計年度任用職員の規定に改めるものでございます。

次の別表第3の級別職務分類表の改正ですが、41ページになりますが、5級の職務の級に会計管理者を追加するものでございます。このことにつきましては、これまで会計課長と会計管理者を兼務で行ってきた経緯があり、会計課長が5級職の場合は会計管理者心得という形で任命してきましたことから、今後、柔軟な人事ができますよう6級職に加え5級職にも会計管理者を加えるものでございます。

それでは、議案書43ページにお戻り願います。

附則でございますが、第1項におきましては、施行期日としまして、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、第1条の改正規定は平成31年4月1日から適用するというのでさかのぼるものでございます。

第3項は、給与の内払いの規定でございます。

第4項につきましては、住居手当の額が2,000円を超える減額となる職員についての経過措置を規定したものでございます。

第5項及び第6項につきましては、それぞれ委任規定となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第9、議案第83号 涌谷町介護保険給付基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案83号の提案の理由を申し上げます。

本案は介護保険給付基金条例において、一般会計等で資金が一時的に不足した場合において当基金を歳計現金に繰りかえて運用できるよう規定を設け、基金の処分については、これまで保険給付費の財源に限定していたものを介護保険事業の財政運営の財源として処分することができるよう、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） それでは、議案第83号 涌谷町介護保険給付基金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書45ページとなりますが、説明は新旧対照表で説明をさせていただきます。新旧対照表42ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、第5条に繰替運用を新たに追加し、第5条の処分を第6条に、第6条の委任を第7条に改めるものでございます。

第5条の繰替運用につきましては、当基金条例に定めがなかったことから、今回さきの議会で国保会計改正と同様の改正を行い、仮に一般会計及びその他会計においても現金が一時的に不足した場合など当基金を歳計現金に繰替運用できるよう改正するものであります。

繰替運用を行う際は、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めることとするものでございます。

新たに第6条とする処分について基金を保険給付費の財源に充てる限定としている条文にしておりましたが、平成29年4月から開始されました地域支援事業等の資金が不足した場合なども含めた介護保険事業の財政運営の財源としてに改めるものでございます。

一般会計の法定外繰り入れ分が難しい状況から、介護保険給付基金の弾力的な運用を図り、介護保険事業の運営を図ることを目的とする改正をお願いするものでございます。

議案書45ページにお戻りください。

附則、この条例は令和2年1月1日から施行をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号 涌谷町介護保険給付基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号 涌谷町介護保険給付基金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。再開は4時10分といたします。

休憩 午後 3時58分

再開 午後 4時10分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（大泉 治君） 再開いたします。



◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第10、議案第84号 指定管理者制度の導入を図るための関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案84号の提案の理由を申し上げます。

本案は、涌谷町箕岳地区町民体育館、涌谷町農村環境改善センター、涌谷町B&G海洋センター、涌谷スタジアム及び涌谷町勤労福祉センターの各施設において、将来的に指定管理者制度の導入を図ることができるよう条例整備をいたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課参事兼課長（佐々木 健一君） それでは、議案第84号 指定管理者制度の導入を図るための関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書は46ページ、新旧対照表は43ページをお願いいたします。

今回の条例につきましては、先ほど提案理由にありましたように、5つの各施設について将来的に指定管理者制度の導入を図ることができるように条例整備を図ろうとするものでございます。実際には指定管理者が決定して指定管理者が施設の維持管理等をする際には議会の議決が必要となりますが、その前に地方自治法の規定に基づき、各施設の条例の中で指定管理者に管理を行わせることができる旨の規定が必要となりますことから、今回各施設の条例の一部改正をいたそうとするものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表をごらん願います。

第1条の涌谷町箕岳地区町民体育館条例の一部改正ですが、第8条を第11条に繰り下げしまして、第7条の次に第8条、第9条、第10条の3つの規定を加えるものでございます。

第8条では、指定管理者による管理ということで、第1項では地方自治法に規定する指定管理者に管理を行わせることができると規定しております。

第2項では、管理を指定管理者に行わせる場合の読みかえ規定でございます。

第3項では、指定管理者は適正に管理を行わなければならないと規定しております。

第9条では、指定管理者の業務の範囲を規定してございまして、第1号では維持管理、第2号では使用の許可等、

第3号ではその他町長が必要と認める業務としております。

第10条では、利用料金に関する規定で、地方自治法では指定管理者が管理する公の施設の利用に係る料金を利用料金としておりますので、第1項では利用料金として利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができると規定しております。

第2項では第1項の規定による場合には、使用者は利用料金を指定管理者に支払わなければならないと規定しております。

第3項では利用料金の額は使用料の金額と同額としております。

これらの3つの規定を加えるもので、この改正内容につきましては、第2条の涌谷町農村環境改善センター条例、第3条の涌谷町B&G海洋センター条例、第4条の涌谷スタジアムの設置及び管理運営に関する条例、第5条の涌谷町勤労福祉センター条例についても改正内容はほぼ同様の内容となっております。

議案書の50ページをごらん願います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。4番。

○4番（稲葉 定君） これは9月議会に私と別の議員が指摘したことへの対応だと思うんですけども、今回の9月議会での指摘から12月議会での条例の改正案、スピーディーでなかなか評価に値するものだと思います。

そこで質問したいんですが、この改正案が通れば早ければ令和2年度にでも指定管理者を利用するのか、そういった想定なのかを伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課参事兼課長（佐々木健一君） 涌谷スタジアムに関しては1件、申し込みというか、相談がございますが、ほかの施設に関しては今のところ、相談はない状況でございます。

○議長（大泉 治君） 4番。

○4番（稲葉 定君） 指定管理者に行わせることができるというものなので、なくてもそれは仕方のないことだけれども、いわゆる受け入れ態勢はこれで整ったということで私は大変評価しております。そのところをもう一度確認で答弁をお願いします。

○議長（大泉 治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課参事兼課長（佐々木健一君） 5つの施設につきましてできる限り、指定管理者の導入に向けて事務執行を図ってまいりたいと思います。

○議長（大泉 治君） ほかに、9番。

○9番（久 勉君） いずれも体育施設なんですけれども、総合計画の中でもスポーツ振興と書いてあるんですけども、従来の体育館のありようを見ますと、管理人さんがいるだけというような状態で、子供たちが体育館に行ったときに一緒に遊んでくれるおじさんとかおばさんとか、おじさん、おばさんという名前がおかしければ指導員といいますかね、やはりそこに行けば楽しいことがあるとか、何かできるとか、そういったことのできるような業者をぜひ、今すぐとは言いませんから、今のところ、スタジアムしかないということですから、できればそういったことも含めて検討されて、そういった業者を選定されるよう考えてみてはいかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課参事兼課長（佐々木健一君） そういった指導員、インストラクターの業務も含めた事業者選定に努めたいと思います。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号 指定管理者制度の導入を図るための関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第84号 指定管理者制度の導入を図るための関係条例の整備に関する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第11、議案第85号 涌谷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案85号の提案の理由を申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律等が改正され、令和元年8月1日から施行されたことに伴い、災害援護資金の償還金の支払い猶予、償還免除及び報告等について所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野優子君） 議案85号 涌谷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

議案書は51ページになります。新旧対照表は48ページをお開きください。

災害弔慰金の支給等に関する法律等が一部改正されたことに伴い、涌谷町災害弔慰金の支給等に関する条例で引用する条項の整理を行うものでございます。

法令の改正内容は、災害援護資金の償還金の支払い猶予、償還免除、報告等になります。償還金の支払い猶予の規定についてこれまでは施行令にのみ規定されていましたが、償還金の支払い猶予制度は貸し付けを受けた方には重要な制度であり、法律上、明確であることが望ましいことなどから法に規定されました。

また、償還免除事由の拡大が行われ、これまでは死亡または重度障害による場合のみ償還が免除されることと

されていましたが、破産手続開始の決定、または再生手続開始の決定を受けたときについても償還を免除することができることになりました。

新旧対照表をごらんください。第15条第3項で引用している条項でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律第13条は、支払い猶予になります。災害負傷等、その他やむを得ない理由により貸し付けを受けたものが支払い期日までに償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払いを猶予することができることとなっておりますが、今回の規定により町からの報告の求めに対してその者が正当な理由がなく報告をせず、また虚偽の報告をしたときは支払い猶予を行わないこととなりました。

第14条第1項は償還免除になります。これまで災害援護資金の免除事由として貸し付けを受けた者が死亡したとき、または精神もしくは身体に著しい障害を受けたときは、償還を免除することができることとされておりましたが、新たに破産手続開始の決定、再生手続開始の決定を受けたときについても償還を免除することができるものとなりました。

第16条は報告等になります。償還金の支払い猶予や償還免除を判断する上で貸し付けたを受けた者、または保証人の収入、または資産の状況について報告を求め、また官公署に対し必要な文書の閲覧、もしくは資料の提供を求めることかできるものとなりました。

一時償還違約金について施行令第8条、第9条及び第12条の規定によるものと改めるものでございます。

議案書51ページにお戻り願います。附則でございますが、施行期日は公布の日といたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号 涌谷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号 涌谷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第12、議案第86号 涌谷町下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案86号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成30年11月8日付で下水道法第4条第2項の規定に基づく涌谷町公共下水道事業計画の変更協議が了承されたこと、及び令和2年度から花勝山地区農業集落排水施設について公共下水道に編入することに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、議案第86号 涌谷町下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書52ページでございます。新旧対照表は49ページとなりますのでごらんになっていただきます。

本条例につきましては、涌谷町公共下水道事業計画変更に伴いまして、公共下水道事業においては汚水処理区域面積、計画人口、計画汚水量の部分についての変更でございます。

また、農業集落排水事業については、花勝山地区農業集落排水処理施設を公共下水道に編入するため、下水道事業の設置に関する条例の改正でございます。

花勝山地区を公共下水道に編入することによりまして、これまで処理水等を仕分けしておりましたが、一体として管理することが可能となります。

新旧対照表のほうをごらんいただきます。

49ページでございます。

別表の第3条の関係の改正でございます。公共下水道事業の汚水処理計画区域処理面積が31ヘクタール減の276ヘクタール、処理人口が1,310人減の6,690人、終末処理施設の計画1日最大処理能力が60立方メートル減の3,410立方メートルに、農業集落排水事業の花勝山農業集落排水事業を削除するものでございます。

備考につきましては、花勝山農業集落排水施設は令和2年3月31日をもって公共下水道（汚水）に編入したに変更するものでございます。

それでは、議案書52ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号 涌谷町下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号 涌谷町下水道事業の設置に関する条例の一部

を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第13、議案第87号 町道の路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案87号の提案の理由を申し上げます。

本案は美里町との境界の出来川にかかる栗島橋、松代橋及び三十軒橋に関しまして今後の維持管理区分を明確にすること、及びそれに付随する道路区域の見直しが必要となりますことから、道路法第8条及び第10条の規定に基づき5路線の廃止及び認定をするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 議案書53ページと議会資料の5、6ページをお開き願います。

議案第87号 町道の路線の廃止及び認定についてご説明申し上げます。

ただいま町長より提案理由をご説明申し上げましたとおり、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議決を求めるものです。

議会資料の位置図をごらんください。

1、廃止する4路線は、路線番号51、三十軒線、103、蘭場線、227、尾切3号線、251、尾切線であります。美里町との町境の出来川にかかる橋の維持管理区分が半分であることを明確にし、これに伴う道路区域の見直しが必要となるための廃止でございます。

続いて、認定する路線は、同じく4路線と261、九軒西線の5路線を認定するものです。

起点、終点、延長、幅員は議案書のとおりでございますので、ご確認いただきます。終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第87号 町道の路線の廃止及び認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号 町道の路線の廃止及び認定については原案のとおり可決されました。

◇

◎議発第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第14、議発第4号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（金山みどり君） 議員提出議案1ページをお開きください。朗読いたします。

議発第4号

令和元年12月4日

涌谷町議会議長 大泉 治 殿

提出者	涌谷町議会議員	大友 啓 一
賛成者	同	久 勉
賛成者	同	杉浦 謙 一
賛成者	同	後藤 洋 一
賛成者	同	稲葉 定
賛成者	同	鈴木 英 雅

涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び涌谷町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

（提出の理由）

国の人事院勧告により、「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されるため、これに準じ改正するもの

以上、朗読を終わります。

○議長（大泉 治君） 提出者の趣旨説明を求めます。5番大友議員。

○5番（大友啓一君） ただいま上程されました議発第4号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨は、国の人事院勧告により特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が施行されるため、これに準じ改正いたそうとするもので、議員の期末手当を年間3.35月から3.40月に改正いたそうとするものであります。

次ページをお開き願います。

改正の内容は、第1条において本年12月期の期末手当支給率を現在の支給率1.675月から1.725月に引き上げ、令和2年度以降については第2条において6月期の期末手当の支給率1.675月、12月期の期末手当の支給率1.725月を1.70月にそれぞれ改めるものであります。

施行期日につきましては、第1条は公布の日から、第2条につきましては令和2年4月1日から施行するものでございます。

また、第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和元年12月1日から適用いたそうとするものです。
なお、新旧対照表のアンダーラインの部分がこの条例により改正いたそうとするものでございます。
以上でございます。

○議長（大泉 治君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第4号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議発第4号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎散会について

○議長（大泉 治君） お諮りいたします。

本日はこれをもって散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。



◎散会の宣告

○議長（大泉 治君） 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時36分